

# 支援費制度関係資料

平成15年3月5日(水)

この資料は、関係者の準備に資するため、  
現段階で考えられる事項を整理したものであり、  
今後、変更があり得るものである。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

## 目 次

1	支援費請求事務に係る様式について .....	1
2	支援費明細書における支援費請求上の留意事項について .....	1 1
3	サービスコード仕様書／解説書(案) 改定履歴 .....	2 0
4	インタフェース仕様書解説書(案) .....	2 5
5	特定日常生活費等の取扱いについて .....	4 3
6	支援費制度関係 Q & A 集 .....	4 5
7	支援費制度施行後の相互利用制度の取扱いについて(案) .....	5 7

# 1 支援費請求事務に係る様式について

## 1 様式の変更

支援費の請求事務に係る各種様式については、平成14年9月12日支援費制度担当課長会議資料の様式(案)第22号～30号として示していたところであるが、先般告示された支援費基準、利用者負担基準等を踏まえて一部変更を行い、別紙様式第22号～30号のおりとする予定である。なお、これらのうち省令様式とするものについては、3月中に公布することとしている。

- ・様式第22号 居宅生活支援費・施設訓練等支援費請求書
- ・様式第23号 居宅生活支援費明細書(居宅介護)
- ・様式第24号 居宅生活支援費明細書(デイサービス)
- ・様式第25号 居宅生活支援費明細書(短期入所)
- ・様式第26号 居宅生活支援費明細書(知的障害者地域生活援助)
- ・様式第27号 施設訓練等支援費明細書(全施設共通)
- ・様式第28号 居宅介護サービス提供実績記録票
- ・様式第29号 デイサービス提供実績記録票
- ・様式第30号 短期入所サービス提供実績記録票

※ 様式第22～27号は省令に定める様式であり、様式第28～30号は参考として示すもの

※ 様式中の文言については、今後さらに変更があり得る。

## 2 主な変更点

### (1) 様式第23～27号(明細書)

#### ①各様式共通

- ・「事業者及びその事業所の名称」欄に「級地区分」欄を記載する。
- ・「サービス単価」を「算定単位額」と、「サービス計」を「当月算定額」とする等、用語を整理する。

#### ②様式第25号(短期入所)

- ・「決定支給量」、「提供量」及び「サービス提供日」欄を削除する。

#### ③様式第26号(グループホーム)

- ・一枚に複数人の明細内容を記載する様式から、一人一枚の様式に変更する。

#### ④様式第27号(施設共通)

- ・一枚に複数人の明細内容を記載する様式から、一人一枚の様式に変更する。

### (2) 様式第28及び29号(サービス提供実績記録票)

- ・支援費の算定方法を、「現に要した時間」ではなく、「居宅介護計画又はデイサービス計画に位置付けられた内容の支援を行うのに要する標準的な時間」によるとしたことから、これらの計画について記載する欄を設定する。

(注) 様式第22号については、変更がない。







居宅生活支援費明細書  
(短期入所)

平成			年			月分
----	--	--	---	--	--	----

居宅受給者証番号																				
支給決定障害者(保護者)氏名																				
支給決定に係る児童氏名																				

事業者番号																				
事業者及びその事業所の名称																				
級地区分																				

費用の額計算欄	サービス内容	算定単位額	算定回数	当月算定額	摘要
当月費用の額合計				①	

利用者負担額計算欄	利用者負担額単価		利用者負担額	摘要
	本人分			
	扶養義務者分			
	当月利用者負担額合計			②

当月居宅生活支援費請求額①—② 円

居宅生活支援費明細書  
(知的障害者地域生活援助)

平成		年		月分
----	--	---	--	----

施設受給者証番号	
支給決定障害者氏名	

事業者番号	
事業者及びその事業所の名称	
級地区分	

入居年月日		退居年月日		入居日数	
-------	--	-------	--	------	--

費用の額計算欄	サービス内容	算定単位額	算定日数	当月算定額	摘要
		当月費用の額合計			

当月居宅生活支援費請求額		円
--------------	--	---









## 2 支援費明細書における支援費請求上の留意事項について

事業者が市町村に請求を行うために支援費明細書に記載する際の基本的な計算方法は、以下のとおりである。

○ 「サービス内容」欄には、次の内容ごとに区分して記載する。

- ① 請求の基本となるサービス内容
- ② 請求の基本となるサービスの単価に一定の率（例：居宅介護における深夜等の加算）を乗じることによって、1回、1日又は1月当たりの算定単位額を算出する場合には、当該加算の区分に応じたサービス内容
- ③ 請求の基本となるサービスの単価に②以外の計算方法により加算を行う場合には、当該加算の対象であるサービス内容（例：デイサービスにおける入浴等の加算）

○ 計算過程において1円未満の端数が生じた場合は、四捨五入し、居宅生活支援費は10円未満を、施設訓練等支援費は100円未満を、最後に切り捨てる。

○ 請求の基本となるサービス単価に一定の割合を乗じる場合には、その計算ごとに1円未満の端数処理（四捨五入）を行う。また、1回、1日又は1月当たりの算定単位額を算出する際は、居宅生活支援費は10円未満を、施設訓練等支援費は100円未満を、切り捨てる。

（算定単位額の計算例）

特別区に所在する事業所が居宅介護のサービス提供を行う場合

・ 請求の基本となるサービスの単価

→ 家事援助中心：所要時間30分未満の場合 1,530円

・ 「早朝・夜間」の加算

→ 1回につき100分の25に相当する額を所定額に加算する。

$$\textcircled{1} 1,530\text{円} \times 1.25 = 1,912.5 \quad (\text{四捨五入}) \rightarrow 1,913\text{円}$$

$$\textcircled{2} 1,913\text{円} \times 1.072 = 2,050.7 \quad (10\text{円未満切り捨て}) \rightarrow 2,050\text{円}$$

〔算定単位額〕

○ 居宅生活支援費（居宅介護、デイサービス、短期入所）については、算定単位額に、そのサービス内容ごとの算定回数を乗じることにより、当月算定額を算出し、「当月算定額」欄に記載する。

施設訓練等支援費及び居宅生活支援費（知的障害者地域生活援助）については、月途中の入退所等がない場合は、算定単位額を「当月算定額」欄に記載する。月途中の入退所がある場合には、サービス内容ごとに算定単位額について算定日数により日割り計算を行うことにより、算出した額を、「当月算定額」欄に記載する。

○ サービス内容ごとの当月算定額を合計し、「当月費用の額合計」を算出する。

○ 「当月費用の額合計」から「当月利用者負担額合計」を差し引いた額を支援費請求額とする。

※ 具体的な計算例については、別紙参照。

居宅介護(計算例)

○具体例

支給決定内容	
・支給量	身障 居宅介護(身体介護中心):月22時間
・利用者負担額	本人 100円 (上限1,600円) 扶養義務者 500円 (上限13,500円)
適用単価	
・所要時間30分以上1時間未満の場合	4,020円
・所要時間1時間以上の場合	5,840円に所要時間1時間から計算して所要時間30分増すごとに2,190円を加算した額
・夜間:1回につき100分の25に相当する額を所定額に加算	
・級地:特別区(1000分の1072)	※事業所所在地を特別区とする。

○サービス提供実績記録票記載例

サービス内容		身体介護										
日付	曜日	居宅介護計画			サービス提供時間		算定時間数	派遣人数	利用者負担額		サービス提供者印	利用者記録印
		開始時間	終了時間	計画時間数	開始時間	終了時間			本人	扶養義務者		
1	月	18:00	20:00	2	18:00	20:00	2	1	400	2,000	印	印
2	火											
3	水	18:00	20:00	2	18:00	20:00	2	1	400	2,000	印	印
4	木											
5	金	18:00	19:00	1	18:00	19:00	1	1	200	1,000	印	印
6	土											
7	日											
8	月	18:00	20:00	2	18:00	20:00	2	1	400	2,000	印	印
9	火											
10	水	18:00	20:00	2	18:00	20:00	2	1	200	2,000	印	印
11	木											
12	金	18:00	19:00	1	18:00	19:00	1	1	-	1,000	印	印
13	土											
14	日											
15	月	18:00	20:00	2	18:00	20:00	2	1	-	2,000	印	印
16	火											
17	水	18:00	20:00	2	18:00	20:00	2	1	-	1,500	印	印
18	木											
19	金	18:00	19:00	1	18:00	19:00	1	1	-	-	印	印
20	土											
21	日											
22	月	18:00	20:00	2	18:00	20:00	2	1	-	-	印	印
23	火											
24	水	18:00	20:00	2	18:00	20:00	2	1	-	-	印	印
25	木											
26	金	18:00	19:00	1	18:00	19:00	1	1	-	-	印	印
27	土											
28	日											
29	月	18:00	20:00	2	18:00	20:00	2	1	-	-	印	印
30	火											
合計				22			22		1,600	13,500		

2時間利用=9回

1時間利用=4回

○明細書記載例

サービス内容	算定単価額	算定回数	当月算定額	摘要
1111212 身障居宅夜間早朝60	(A) 5,380	(B) 4	(C) 21,520	
1111214 身障居宅夜間早朝120	(D) 10,760	(E) 9	(F) 96,840	
当月費用の額合計			(G) 118,360	

利用者負担額単価	利用者負担額	摘要
本人分	100	1,600
扶養義務者分	500	13,500
当月利用者負担額 合計		15,100

当月居宅生活支援費請求額	103,260 円
--------------	-----------

○計算方法

- ① 1時間利用の場合の単価(4,020円)に「早朝・夜間」の割合(1.25)を乗じる。(1円未満四捨五入)

$$4,020 \times 1.25 = 5,025.0 \rightarrow 5,025$$

- ② ①により算出した額に、級地の割合(1.072)を乗じる。(10円未満切り捨て)

$$5,025 \times 1.072 = 5,386.8 \rightarrow 5,380 \quad (A)$$

- ③ ②により算出した額に、1時間利用の場合の回数を乗じる。

$$5,380 \times 4 = 21,520 \quad (C)$$

(B)

- ④ 2時間利用の場合の単価(5,840円+2,190円)に「早朝・夜間」の割合(1.25)を乗じる(1円未満を四捨五入)

$$(5,840 + 2,190) \times 1.25 = 10,037.5 \rightarrow 10,038$$

- ⑤ ④により算出した額に級地の割合(1.072)を乗じる(10円未満切り捨て)

$$10,038 \times 1.072 = 10,760.7 \rightarrow 10,760 \quad (D)$$

- ⑥ ⑤により算出した額に1時間利用の回数を乗じる。

$$10,760 \times 9 = 96,840 \quad (F)$$

(E)

- ⑦ ③及び⑥により算出した額を合計する。

$$21,520 + 96,840 = 118,360 \quad (G)$$

デイサービス(計算例)

○具体例

支給決定内容	
・支給量	身障 デイサービス 併設型(Ⅱ):月16日
・適用単価	区分3
・利用者負担額	本人 100円(上限1,100円) 扶養義務者 2,500円(上限25,700円)
適用単価	
・併設型身障デイ(Ⅱ)	所要時間4時間未満の場合(区分3) 470円 所要時間4時間以上の場合(区分3) 940円
・送迎加算	550円
・級地:	特別区(1000分の1072) ※事業所所在地を特別区とする。

扶養義務者の利用者負担額  
→支援費基準による算定額2,100円から  
本人負担分の100円を差し引いた額  
→2,000円

○サービス提供実績記録票

サービス内容		単独型(Ⅰ)											利用者 確認印	
日付	曜日	介護計画			サービス提供時間		算定日数	給食	入浴	送迎	利用者負担額			
		計画日数	給食	入浴	送迎	開始時間					終了時間	本人		扶養義務者
1	月	1			2	10:00	16:00	1			2	100	2,000	
2	火	1			2	10:00	16:00	1			2	100	2,000	
3	水	1			2	10:00	16:00	1			2	100	2,000	
4	木	0.5			2	10:00	13:00	0.5			2	50	1,250	
5	金													
6	土													
7	日													
8	月	1			2	10:00	16:00	1			2	100	2,000	
9	火	1			2	10:00	16:00	1			2	100	2,000	
10	水	1			2	10:00	16:00	1			2	100	2,000	
11	木	0.5			2	10:00	13:00	0.5			2	50	1,250	
12	金													
13	土													
14	日													
15	月	1			2	10:00	16:00	1			2	100	2,000	
16	火	1			2	10:00	16:00	1			2	100	2,000	
17	水	1			2	10:00	16:00	1			2	100	2,000	
18	木	0.5			2	10:00	13:00	0.5			2	50	1,250	
19	金													
20	土													
21	日													
22	月	1			2	10:00	16:00	1			2	50	2,000	
23	火	1			2	10:00	16:00	1			2		1,950	
24	水	1			2	10:00	16:00	1			2			
25	木	0.5			2	10:00	13:00	0.5			2			
26	金													
27	土													
28	日													
29	月	1			2	10:00	16:00	1			2			
30	火	1			2	10:00	16:00	1			2			
合計		16	0	0	36			16	0	0	36	1,100	25,700	

○明細書記載例

サービス内容	算定単価額	算定回数	当月算定額	摘要
1122211身障デイ(Ⅰ)併設4H未満	(A) 500	(C) 4	(D) 2,000	
1122212身障デイ(Ⅱ)併設4H以上	(B) 1,000	(E) 14	(F) 14,000	
1121901身障デイ(Ⅰ)加算送迎	(G) 550	(H) 36	(I) 19,800	
当月費用の額合計			(j) 35,800	

利用者負担額単価		利用者負担額	摘要
本人分	100	1,100	
扶養義務者分	2,500	25,700	
当月利用者負担額 合計		26,800	

当月居宅生活支援費請求額	9,000 円
--------------	---------

○計算方法

- ① 所要時間4時間未満の単価(470円)に級地の割合(1.072)を乗じる。(10円未満切り捨て)

$$470 \times 1.072 = 503.8 \rightarrow 500 \text{ (A)}$$

- ② 所要時間4時間以上の単価(940円)に級地の割合(1.072)を乗じる。(10円未満切り捨て)

$$940 \times 1.072 = 1,007.7 \rightarrow 1,000 \text{ (B)}$$

- ③ ①及び②により算出された額にそれぞれの利用回数を乗じる。

$$500 \times 4 = 2,000 \text{ (D)}$$

(C)

$$1,000 \times 14 = 14,000 \text{ (F)}$$

(E)

- ④ 送迎の単価(550円)に利用回数を乗じる。(10円未満切り捨て)

$$550 \times 36 = 19,800 \text{ (I)}$$

(G) (H)

- ⑤ ③及び④により算出した額を合計する。

$$2,000 + 14,000 + 19,800 = 35,800 \text{ (J)}$$



○明細書記載例

サービス内容	算定単価額	算定回数	当月算定額	摘要
2131111知的短期基本宿泊	(A) 8,710	(B) 8	(C) 69,680	
2131112知的短期1/4	(D) 2,170	(E) 1	(F) 2,170	
2131113知的短期2/4	(G) 4,350	(H) 1	(I) 4,350	
2131114知的短期3/4	(J) 6,530	(K) 1	(L) 6,530	
2131901知的短期基本加算送迎	(M) 1,860	(N) 4	(O) 7,440	
当月費用の額合計		(P)	90,170	

利用者負担額単価	利用者負担額	摘要
本人分	100	940
扶養義務者分	1,400	10,300
当月利用者負担額 合計		11,240

当月居宅支援費請求額	78,930 円
------------	----------

○計算方法

- ① 1日利用の単価に、級地の割合(1.072)を乗じる(10円未満切り捨て)  
 $8,130 \times 1.072 = 8,715 \rightarrow 8,710$  (A)
- ② ①により算出した額に、1日利用の回数を乗じる。  
 $8,710 \times 8 = 69,680$  (C)  
(B)
- ③ 1日利用単価に、4時間未満の割合(0.25)を乗じる。(1円未満四捨五入)  
 $8,130 \times 0.25 = 2,032.5 \rightarrow 2,033$
- ④ ③により算出した額に、級地の割合(1.072)を乗じる(10円未満切り捨て)  
 $2,033 \times 1.072 = 2,179.3 \rightarrow 2,170$  (D)
- ⑤ ④により算出した額に、4時間未満の利用の回数を乗じる。  
 $2,170 \times 1 = 2,170$  (F)  
(E)
- ⑥ 1日利用単価に、4時間以上8時間未満の割合(0.5)を乗じる。(1円未満四捨五入)  
 $8,130 \times 0.50 = 4,065.0 \rightarrow 4,065$
- ⑦ ⑥により算出した額に、級地の割合(1.072)を乗じる(10円未満切り捨て)  
 $4,065 \times 1.072 = 4,357.6 \rightarrow 4,350$  (G)
- ⑧ ⑦により算出した額に、4時間以上8時間未満の利用の回数を乗じる。  
 $4,350 \times 1 = 4,350 \rightarrow 4,350$  (I)  
(H)
- ⑨ 1日利用単価に、8時間以上の割合(0.75)を乗じる。(1円未満四捨五入)  
 $8,130 \times 0.75 = 6,097.5 \rightarrow 6,098$
- ⑩ ⑨により算出した額に、級地の割合(1.072)を乗じる(10円未満切り捨て)  
 $6,098 \times 1.072 = 6,537.0 \rightarrow 6,530$  (J)
- ⑪ ⑩により算出した額に、8時間以上の利用の回数を乗じる。  
 $6,530 \times 1 = 6,530$  (L)  
(K)
- ⑫ 送迎加算(1,860円)の単価に利用回数を乗じる。  
 $1,860 \times 4 = 7,440$  (O)  
(M) (N)
- ⑬ ②、⑤、⑧、⑪及び⑫により算出した額を合計する。  
 $69,680 + 2,170 + 4,350 + 6,530 + 7,440$   
 $= 90,170$  (P)

施設(計算例)

○具体例

支給決定内容		
・施設種別	肢体不自由者更生施設(入所)	
・障害程度区分	区分A (重複障害者加算認定)	
・支給期間	3年	
・利用者負担額	本人	0円
	扶養義務者	27,100円
入所した施設の概要及び入所の状況		
・施設種別	肢体不自由者更生施設(公立)	
・定員等	入所定員40人以下の施設(常勤医師配置)	
・級地	特別区	
・入所日	4月6日入所	
・入院日・日数	4/22~4/28	5日間
適用単価等		
・本体単価	(a) 区分A	361,300 円
	(b) 公立	0.965
	(c) 級地(特別区)	1.073
・加算等	(d) 常勤医師加算	18,200 円
	(e) 重複障害者加算	31,900 円
	(f) 入院日数	5
	(g) 当月の在所日数(入院日数除く)	20 ※在所日数:実際に施設にいた日数とする。
	(h) 当月の入所日数(入院日数含む)	25 ※入所日数:実際に施設にいた日数ではなく、施設に在籍した日数とする。(入院中も在籍となる。)
	(i) 当月の日数	30
	(j) 入所時加算	22,500 円

施設(計算例)

○明細書記載例

サービス内容	算定単価	算定日数	当月算定額	摘要
1311150身障肢体更生小規模基本公立	(l) 374,100	20 / 30	(m) 249,400	
入院 <small>上記の算定単価の80/100</small>	(n) 299,200	5 / 30	(o) 49,800	
1311913身障肢体更生小規模加算常勤医	(p) 19,500	25 / 30	(q) 16,200	
1310944身障肢体更生共通加算重複障害	(e) 31,900	20 / 30	(r) 21,200	
1310911身障肢体更生共通加算入所時			(j) 22,500	
合計			(s) 359,100	

利用者負担額単価	利用者負担額	摘要
本人分	0	
扶養義務者分	27,100 20/30	18,000
当月利用者負担額 合計	18,000	

当月施設訓練等支援費請求額	341,100 円
---------------	-----------

○計算方法

① 基本となる単価に公立の率を乗じる。(1円未満四捨五入)

(a) (b)

$$361,300 \times 0.965 = 348,655$$

② ①により算出された額に級地を乗じる。(100円未満切り捨て)

(c)

$$348,655 \times 1.073 = 374,100 \text{ (l)}$$

③ ②で算出した本体の算定単価を日割り計算(入院日を除く在所日数の金額を算出)(100円未満切り捨て)

(l) (g) (i)

$$374,100 \times 20 / 30 = 249,400 \text{ (m)}$$

④ ②で算出した本体の算定単価に80/100を乗じて、本体の入院時の算定単価を算出(100円未満切り捨て)

(l)

$$374,100 \times 80 / 100 = 299,200 \text{ (n)}$$

⑤ ④で算出した本体の入院時の算定単価を日割り計算(80/100を算定する5日分の金額を算出)

(n) (f) (i)

(100円未満切り捨て)

$$299,200 \times 5 / 30 = 49,800 \text{ (o)}$$

⑦ 常勤医師加算単価に級地を乗じて常勤医師加算の算定単価を算出(100円未満切り捨て)

(d) (c)

$$18,200 \times 1.073 = 19,500 \text{ (p)}$$

⑧ 常勤医師加算は、入院中も100%支払われるため、入院中も含めた入所日数の金額を算出する。

(p) (h) (i)

$$19,500 \times 25 / 30 = 16,200 \text{ (q)}$$

⑨ 重複障害者加算単価を日割り計算(100円未満切り捨て)

(e) (g) (i)

$$31,900 \times 20 / 30 = 21,200 \text{ (r)}$$

⑩ ③、⑤、⑧及び⑨により算定した額を合計する。

(m) (o) (q) (r) (j) (s)

$$249,400 + 49,800 + 16,200 + 21,200 + 22,500 = 359,100$$

3 「サービスコード仕様書/解説書(案)」改定履歴

NO	平成14年1月28日 (火)の課長会議資料の頁	改定前	改定後
1	19	項番:7 項目名:サービス種類 バイト数:60 内容:サービス種類の名称(20文字)	項番:7 項目名:サービス種類 バイト数:40 内容:サービス種類の名称(20文字)
2	19	項番:8 項目名:サービス内容1 バイト数:60 内容:サービス内容1の名称(20文字)	項番:8 項目名:サービス内容1 バイト数:80 内容:サービス内容1の名称(40文字)
3	19	項番:9 項目名:サービス内容2 バイト数:40 内容:サービス内容2の名称(20文字)	項番:9 項目名:サービス内容2 バイト数:80 内容:サービス内容2の名称(40文字)
4	28	サービスコード:132901 統合サービス名称:身障短期遅延性医療機関加算送迎 サービス内容1:29 遅延性医療機関加算 サービス内容2:01 送迎	サービスコード:132901 統合サービス名称:身障短期遅延性加算医療送迎 サービス内容1:29 遅延性加算 サービス内容2:01 医療送迎
5	29	サービスコード:132902 統合サービス名称:身障短期遅延性福祉施設加算送迎 サービス内容1:29 遅延性福祉施設加算 サービス内容2:02 送迎	サービスコード:132902 統合サービス名称:身障短期遅延性加算福祉送迎 サービス内容1:29 遅延性加算 サービス内容2:02 福祉送迎
6	28, 28, 29, 31, 32, 33, 37, 42, 48, 49, 53, 59, 63	サービスコード +115312 +115352 +115313 +115353 +115314 +115354	居宅生活支援費の家事援助(深夜)におけるサービス内容1を"53"から"23"へ変更。 (身障、身障基準、知的、知的基準、児童、児童基準の全て) 上記の変更に伴い、以下のようにサービスコードも変更。 +115312 +115352 +115313 +115353 +115314 +115354
7	34, 66	サービスコード +121901	児童のデイサービスの送迎加算のサービス内容1を"19"から"09"へ変更。 (児童、児童基準の両方) 上記の変更に伴い、以下のようにサービスコードも変更。 +120901
8	34	サービスコード:132901 統合サービス名称:児童短期遅延性加算送迎 サービス内容2:01 送迎	サービスコード:132901 統合サービス名称:児童短期遅延性加算医療送迎 サービス内容2:01 医療送迎
9	34		以下のサービスコードを追加。 (1)統合サービス名称略称 法区分:3 サービスコード:132902 統合サービス名称:児童短期遅延性加算福祉送迎 (2)統合サービスコード内訳 法区分:3 児童 サービス種類:13 短期 サービス内容1:29 遅延性加算 サービス内容2:02 福祉送迎 備考:空欄
10	34	サービスコード:133901 統合サービス名称:児童短期重心加算送迎 サービス内容2:01 送迎	サービスコード:133901 統合サービス名称:児童短期重心加算医療送迎 サービス内容2:01 医療送迎
11	34		以下のサービスコードを追加。 (1)統合サービス名称略称 法区分:3 サービスコード:133902 統合サービス名称:児童短期重心加算福祉送迎 (2)統合サービスコード内訳 法区分:3 児童 サービス種類:13 短期 サービス内容1:39 重心加算 サービス内容2:02 福祉送迎 備考:空欄
12	26-65	サービス内容2:+30...	サービス内容2の"+30..."を"+30※"に変更。
13	39	備考欄 サービスコード:115114 備考欄:空白 サービスコード:115153 備考欄:※1	備考欄を以下のように変更。 サービスコード:115114 備考欄:※1 サービスコード:115153 備考欄:空白
14	46	サービス略称 サービスコード:132901 身障短期遅延性医療機関加算送迎 サービスコード:132902 身障短期遅延性福祉施設加算送迎	サービス略称を以下のように変更。 サービスコード:132901 身障短期遅延性加算医療送迎 サービスコード:132902 身障短期遅延性加算福祉送迎
15	47	備考欄 サービスコード:111253 備考欄:※1 サービスコード:111254 備考欄:空白 サービスコード:111312 備考欄:※1 サービスコード:111314 備考欄:空白 サービスコード:111351 備考欄:※1	備考欄を以下のように変更。 サービスコード:111253 備考欄:空白 サービスコード:111254 備考欄:※1 サービスコード:111312 備考欄:空白 サービスコード:111314 備考欄:※1 サービスコード:111351 備考欄:空白
16	56	サービス内容2 サービスコード:132901 送迎 サービスコード:132902 送迎	サービス内容2を以下のように変更。 サービスコード:132901 医療送迎 サービスコード:132902 福祉送迎
17	67	サービス内容、サービス略称 サービスコード:132901 送迎 児童短期遅延性加算送迎 サービスコード:133901 送迎 児童短期重心加算送迎	サービス内容、サービス略称を以下のように変更。 サービスコード:132901 医療送迎 児童短期遅延性加算医療送迎 サービスコード:133901 医療送迎 児童短期重心加算医療送迎
18	67		以下のサービスコードを追加。 法区分:3 サービスコード:132902 事業区分:0 サービス名称(法区分):児童福祉法 サービス名称(サービス種類):児童短期入所事業 サービス名称(サービス内容1):加算 サービス名称(サービス内容2):福祉送迎 サービス略称:児童短期入所遅延性加算福祉送迎

19	67		以下のサービスコードを追加。 法区分:3 サービスコード:133902 事業区分:0 サービス名称(法区分):児童福祉法 サービス名称(サービス種類):児童短期入所事業 サービス名称(サービス内容1):加算 サービス名称(サービス内容2):福祉送迎 サービス略称:児童短期入所重心加算福祉送迎
20	21		以下の文章を追加 心身障害者福祉協会法に規定する福祉施設において提供される支援に関する緑地区分の場合 両地の場合:1000分の1000
21	24, 25		以下のサービスコードを追加 (1)統合サービスコード 法区分:4 サービスコード:660943 統合サービスコード略称:福祉協会福祉施設加算強行 (2)統合サービスコード内訳 法区分:4 福祉協会 サービス種類:66 福祉施設 サービス内容1:09 共通 加算 サービス内容2:43 強行 (3)サービス名称 統合サービスコード:4660943 法区分:福祉協会 サービス種類:心身障害者福祉協会の設置する福祉施設 サービス内容1:心身障害者福祉協会の設置する福祉施設 サービス内容2:強度行動障害支援加算 決定
22	24, 25		以下のサービスコードを追加 (1)統合サービスコード 法区分:4 サービスコード:660945 統合サービスコード略称:福祉協会福祉施設加算自活(内) (2)統合サービスコード内訳 法区分:4 福祉協会 サービス種類:66 福祉施設 サービス内容1:09 共通 加算 サービス内容2:45 自活(内) (3)サービス名称 統合サービスコード:4660945 法区分:福祉協会 サービス種類:心身障害者福祉協会の設置する福祉施設 サービス内容1:心身障害者福祉協会の設置する福祉施設 サービス内容2:自活訓練等支援加算(同一敷地内の建物で実施する場合) 決定
23	24, 25		以下のサービスコードを追加 (1)統合サービスコード 法区分:4 サービスコード:660946 統合サービスコード略称:福祉協会福祉施設加算自活(外) (2)統合サービスコード内訳 法区分:4 福祉協会 サービス種類:66 福祉施設 サービス内容1:09 共通 加算 サービス内容2:46 自活(外) (3)サービス名称 統合サービスコード:4660946 法区分:福祉協会 サービス種類:心身障害者福祉協会の設置する福祉施設 サービス内容1:心身障害者福祉協会の設置する福祉施設 サービス内容2:自活訓練等支援加算(同一敷地外の建物で実施する場合) 決定
24	77		以下のサービスコードを追加 (1)統合サービス名称略称 法区分:4 サービスコード:660943 統合サービスコード略称:福祉協会福祉施設共通加算強行 (2)統合サービスコード内訳 法区分:4 福祉協会 サービス種類:66 福祉施設 サービス内容1:09 共通 加算 サービス内容2:43 強行
25	77		以下のサービスコードを追加 (1)統合サービス名称略称 法区分:4 サービスコード:660945 統合サービスコード略称:福祉協会福祉施設共通加算自活(内) (2)統合サービスコード内訳 法区分:4 福祉協会 サービス種類:66 福祉施設 サービス内容1:09 共通 加算 サービス内容2:45 自活(内)
26	77		以下のサービスコードを追加 (1)統合サービス名称略称 法区分:4 サービスコード:660946 統合サービスコード略称:福祉協会福祉施設共通加算自活(外) (2)統合サービスコード内訳 法区分:4 福祉協会 サービス種類:66 福祉施設 サービス内容1:09 共通 加算 サービス内容2:46 自活(外)
27	77		以下のサービスコードを追加 (1)統合サービス名称略称 法区分:4 サービスコード:660953 統合サービスコード略称:福祉協会福祉施設共通加算強行みなし (2)統合サービスコード内訳 法区分:4 福祉協会 サービス種類:66 福祉施設 サービス内容1:09 共通 加算 サービス内容2:53 強行みなし
28	77		以下のサービスコードを追加 (1)統合サービス名称略称 法区分:4 サービスコード:660955 統合サービスコード略称:福祉協会福祉施設共通加算自活(内)みなし (2)統合サービスコード内訳 法区分:4 福祉協会 サービス種類:66 福祉施設 サービス内容1:09 共通 加算 サービス内容2:55 自活(内)みなし

29	77		以下のサービスコードを追加 (1)統合サービス名称略称 法区分 : 4 サービスコード : 660956 統合サービスコード略称 : 福祉協会福祉施設共通加算自活(外)みなし (2)統合サービスコード内訳 法区分 : 4 福祉協会 サービス種類 : 66 福祉施設 サービス内容1 : 09 共通 加算 サービス内容2 : 56 自活(外)みなし
30	102		以下のサービスコードを追加 (3)サービス名称略称 法区分 : 4 サービスコード : 660943 《サービス名称》 法区分 : 心身障害者福祉協会の設置する福祉施設 サービス内容1:心身障害者福祉協会が設置する福祉施設支援費 サービス内容2:強度行動障害支援加算 備考:空白 サービス略称:福祉協会福祉施設共通加算強行
31	102		以下のサービスコードを追加 (3)サービス名称略称 法区分 : 4 サービスコード : 660945 《サービス名称》 法区分 : 心身障害者福祉協会の設置する福祉施設 サービス内容1:心身障害者福祉協会が設置する福祉施設支援費 サービス内容2:自活訓練支援加算(同一敷地内) 備考:空白 サービス略称:福祉協会福祉施設共通加算自活(内)
32	102		以下のサービスコードを追加 (3)サービス名称略称 法区分 : 4 サービスコード : 660946 《サービス名称》 法区分 : 心身障害者福祉協会の設置する福祉施設 サービス内容1:心身障害者福祉協会が設置する福祉施設支援費 サービス内容2:自活訓練支援加算(同一敷地外) 備考:空白 サービス略称:福祉協会福祉施設共通加算自活(外)
33	102		以下のサービスコードを追加 (3)サービス名称略称 法区分 : 4 サービスコード : 660953 《サービス名称》 法区分 : 心身障害者福祉協会の設置する福祉施設 サービス内容1:心身障害者福祉協会が設置する福祉施設支援費 サービス内容2:強度行動障害支援加算みなし基準 備考:※2 サービス略称:福祉協会福祉施設共通加算強行みなし
34	102		以下のサービスコードを追加 (3)サービス名称略称 法区分 : 4 サービスコード : 660955 《サービス名称》 法区分 : 心身障害者福祉協会の設置する福祉施設 サービス内容1:心身障害者福祉協会が設置する福祉施設支援費 サービス内容2:自活訓練支援加算(同一敷地内)みなし基準 備考:※2 サービス略称:福祉協会福祉施設共通加算自活(内)みなし
35	102		以下のサービスコードを追加 (3)サービス名称略称 法区分 : 4 サービスコード : 660956 《サービス名称》 法区分 : 心身障害者福祉協会の設置する福祉施設 サービス内容1:心身障害者福祉協会が設置する福祉施設支援費 サービス内容2:自活訓練支援加算(同一敷地外)みなし基準 備考:※2 サービス略称:福祉協会福祉施設共通加算自活(外)みなし
36	24,25	統合サービスコード ・1320944 -1420944 -2330944 ・1340944 -1520944 -2520944 ・1360944 -1530944 -2530944 ・1380944 -2320944	以下の統合サービスコードを削除 ・1320944 -1420944 -2330944 ・1340944 -1520944 -2520944 ・1360944 -1530944 -2530944 ・1380944 -2320944
37	68~102	統合サービスコード ・1320944 -1420944 -2330944 ・1320954 -1420954 -2330954 ・1340944 -1520944 -2520944 ・1340954 -1520954 -2520954 ・1360944 -1530944 -2530944 ・1360954 -1530954 -2530954 ・1380944 -2320944 ・1380954 -2320954	以下の統合サービスコードを削除 ・1320944 -1420944 -2330944 ・1320954 -1420954 -2330954 ・1340944 -1520944 -2520944 ・1340954 -1520954 -2520954 ・1360944 -1530944 -2530944 ・1360954 -1530954 -2530954 ・1380944 -2320944 ・1380954 -2320954
38	35~67	サービス内容2 ・日中30分未満(二人付以上で一人増す毎に) ・日中30分以上1時間未満(二人付以上で一人増す毎に) ・日中1時間以上1時間30分未満(二人付以上で一人増す毎に) ・日中1時間30分以上(+30分以上)(二人付以上で一人増す毎に) ・夜間早期30分未満(二人付以上で一人増す毎に) ・夜間早期30分以上1時間未満(二人付以上で一人増す毎に) ・夜間早期1時間以上1時間30分未満(二人付以上で一人増す毎に) ・夜間早期1時間30分以上(+30分以上)(二人付以上で一人増す毎に) ・深夜30分未満(二人付以上で一人増す毎に) ・深夜30分以上1時間未満(二人付以上で一人増す毎に) ・深夜1時間以上1時間30分未満(二人付以上で一人増す毎に) ・深夜1時間30分以上(+30分以上)(二人付以上で一人増す毎に)	以下のように文言を変更 ・日中30分未満(二人) ・日中30分以上1時間未満(二人) ・日中1時間以上1時間30分未満(二人) ・日中1時間30分以上(+30分以上)(二人) ・夜間早期30分未満(二人) ・夜間早期30分以上1時間未満(二人) ・夜間早期1時間以上1時間30分未満(二人) ・夜間早期1時間30分以上(+30分以上)(二人) ・深夜30分未満(二人) ・深夜30分以上1時間未満(二人) ・深夜1時間以上1時間30分未満(二人) ・深夜1時間30分以上(+30分以上)(二人)
39	73,76,91,99,100	統合サービスコード ・1515100 -2515100 -2525100 ・1515101 -2515101 -2525101 ・1515150 -2515150 -2525150 ・1515151 -2515151 -2525151	以下の統合サービスコードを削除 ・1515100 -2515100 -2525100 ・1515101 -2515101 -2525101 ・1515150 -2515150 -2525150 ・1515151 -2515151 -2525151
40	71, 75, 67, 98	統合サービスコード ・1410954 ・2510954	以下の統合サービスコードを削除 ・1410954 ・2510954
41	68		備考の※1は、重度身体障害者更生福祉施設に限る。 備考の※2は、重度身体障害者授産施設に限る。

42	68~77		備考欄を追加
43	68~77		以下の統合サービスコードの備考欄を追加 ・1310954 備考欄:※1 ・1330954 備考欄:※1 ・1350954 備考欄:※1 ・1370954 備考欄:※1 ・1510954 備考欄:※2
44	19		サービスコードファイルレイアウトに以下の項目を追加 項番: 25 項目名: 緑地区分対象区分 属性: 英数 バイト数: 1 内容: 緑地区分の対象の区分 備考: 空白
45	19		サービスコードファイルレイアウトに以下の項目を追加 項番: 26 項目名: 単価使用可能区分 属性: 英数 バイト数: 1 内容: 支援費基準額を単価として使用できるかどうかの判断する区分 0: 単価としてそのまま使用可 1: 単価としてそのまま使用できない 備考: 空白
46	19		サービスコードファイルレイアウトに以下の項目を追加 項番: 27 項目名: 単価算定率 属性: 英数 バイト数: 5(1,3) 内容: 単価使用可能区分が"1"の場合、単価として算定する率を設定 備考: 空白
47	35~57 78~102		以下の項目を追加 項目名: 緑地区分対象区分 項目名: 単価使用可能区分 項目名: 単価算定率
48	74.95	統合サービスコード ・2325100 ・2325101 ・2325150 ・2325151	以下の統合サービスコードを削除 ・2325100 ・2325101 ・2325150 ・2325151
49	27.28.39.40.44.45		以下の統合サービスコードを追加 ・1115114: 身障居宅日中120 ・1115154: 身障居宅日中二人120 ・1115214: 身障居宅日中夜間早期120 ・1115254: 身障居宅日中夜間早期二人120 ・1115314: 身障居宅日中深夜120 ・1115354: 身障居宅日中深夜二人120 ・6115114: 身障基準居宅日中120 ・6115154: 身障基準居宅日中二人120 ・6115214: 身障基準居宅日中夜間早期120 ・6115254: 身障基準居宅日中二人120 ・6115314: 身障基準居宅日中深夜120 ・6115354: 身障基準居宅日中深夜二人120
50	27.28.39.40.44.45		以下の統合サービスコードを変更 (変更前) (変更後) ・1115114: 身障居宅日中120+30※ ・1115154: 身障居宅日中二人120+30※ ・1115214: 身障居宅日中夜間早期120+30※ ・1115254: 身障居宅日中夜間早期二人120+30※ ・1115314: 身障居宅日中深夜120+30※ ・1115354: 身障居宅日中深夜二人120+30※ ・1115115: 身障居宅日中120+30※ ・1115155: 身障居宅日中二人120+30※ ・1115215: 身障居宅日中夜間早期120+30※ ・1115255: 身障居宅日中夜間早期二人120+30※ ・1115315: 身障居宅日中深夜120+30※ ・1115355: 身障居宅日中深夜二人120+30※
51	27.28.39.40.44.45		以下の統合サービスコードを変更 (変更前) (変更後) ・6115114: 身障基準居宅日中12030※ ・6115154: 身障基準居宅日中二人120 30※ ・6115214: 身障基準居宅日中夜間早期120 30※ ・6115254: 身障基準居宅日中二人12030※ ・6115314: 身障基準居宅日中深夜120 30※ ・6115354: 身障基準居宅日中深夜二人12030※ ・6115115: 身障基準居宅日中12030※ ・6115155: 身障基準居宅日中二人120 30※ ・6115215: 身障基準居宅日中夜間早期120 30※ ・6115255: 身障基準居宅日中二人12030※ ・6115315: 身障基準居宅日中深夜120 30※ ・6115355: 身障基準居宅日中深夜二人12030※
52	39.40.44.45	以下の統合サービスコードのサービス内容2を変更 (変更後) ・日中1時間30分以上(+30分以上) ・日中1時間30分以上(+30分以上)(二人) ・夜間早期1時間30分以上(+30分以上) ・夜間早期1時間30分以上(+30分以上)(二人) ・深夜1時間30分以上(+30分以上) ・深夜1時間30分以上(+30分以上)(二人)	以下の統合サービスコードのサービス内容2を変更 (変更後) ・日中2時間以上(+30分以上) ・日中2時間以上(+30分以上)(二人) ・夜間早期2時間以上(+30分以上) ・夜間早期2時間以上(+30分以上)(二人) ・深夜2時間以上(+30分以上) ・深夜2時間以上(+30分以上)(二人)
53	27.28.39.40.44.45	日常生活支援(仮称)	以下のように文言を変更 日常生活支援
54	68~74	サービス内容1 ・小規模 ・標準1 ・標準2 ・大規模 ・併設等10人 ・併設等20人 ・通所10人 ・通所20人	下記のようにサービス内容1の文言を変更 (身障更生施設 変更前) (身障更生施設 変更後) ・小規模 -40人以下 ・標準1 -41~60人 ・標準2 -61~90人 ・大規模 -91人以上 (身障療養施設 変更前) (身障更生施設 変更後) ・併設等10人 -10人 ・併設等20人 -11~20人 ・小規模 -30~40人 ・標準1 -41~60人 ・標準2 -61~90人 ・大規模 -91人以上 ・通所10人 ・通所6~10人 ・通所20人 ・通所11~20人 (身障授産施設 変更前) (身障授産施設 変更後) ・小規模 -40人以下 ・標準1 -41~60人 ・標準2 -61~90人 ・大規模 -91人以上 (身障通所授産施設 変更前) (身障授産施設 変更後) ・小規模 -20人 ・標準1 -21~40人 ・標準2 -41~60人 ・大規模 -61人以上

55	74~77	サービス内容1 ・小規模 ・標準1 ・標準2 ・大規模 ・併設本体10人 ・併設本体20人 ・併設10人 ・併設20人	下記のようにサービス内容1の文言を変更 (知障入所更生施設 変更前) (知障入所更生施設 変更後) ・小規模 30~40人以下 ・標準1 41~60人 ・標準2 61~90人 ・大規模 91人以上 ・併設本体10人 併設10人 ・併設本体20人 併設11~20人 ・併設10人 10人 ・併設20人 11~20人 (知障通所更生施設 変更前) (知障通所更生施設 変更後) ・小規模 20人 ・標準1 21~40人 ・標準2 41~60人 ・大規模 61人以上 (知障授産施設 変更前) (知障授産施設 変更後) ・小規模 40人以下 ・標準1 41~60人 ・標準2 61~90人 ・大規模 91人以上 (知障通所授産施設 変更前) (知障通所授産施設 変更後) ・小規模 20人 ・標準1 21~40人 ・標準2 41~60人 ・大規模 61人以上
56	78~84	(身障更生施設 内部障害者更生施設以外) ・定員規模(通所による入所者の定員を除く、ホを除き以下同じ)が40人以下の施設 ・定員規模が41人以上60人以下の施設 ・定員規模が61人以上90人以下の施設 ・定員規模が91人以上の指定施設支援を提供する場合 ・通所による指定施設支援を提供する場合	下記のようにサービス内容1の文言を変更 (身障更生施設 内部障害者更生施設以外) 入所定員(通所による入所者の定員を除く、以下同じ)が40人以下の場合 ・入所定員が41人以上60人以下の場合 ・入所定員が61人以上90人以下の場合 ・入所定員が91人以上の場合 ・通所による指定施設支援を行う場合
57	84~86	(身障更生施設 内部障害者更生施設) ・定員規模が40人以下の施設 ・定員規模が41人以上60人以下の施設 ・定員規模が61人以上90人以下の施設 ・定員規模が91人以上の指定施設支援を提供する場合 ・通所による指定施設支援を提供する場合	下記のようにサービス内容1の文言を変更 (身障更生施設 内部障害者更生施設) ・入所定員が40人以下の場合 ・入所定員が41人以上60人以下の場合 ・入所定員が61人以上90人以下の場合 ・入所定員が91人以上の場合 ・通所による指定施設支援を行う場合
58	87~90	(身障療養施設) ・定員規模が30人以上40人以下の場合 ・定員規模が41人以上60人以下の場合 ・定員規模が61人以上90人以下の場合 ・定員規模が91人以上の場合 ・定員規模が19人以下の施設(他の施設と併設等する場合) ・定員規模が20人以上29人以下の施設(他の施設と併設等する場合) ・通所4人以下 ・通所5人~10人 ・通所11人~20人	下記のようにサービス内容1の文言を変更 (身障療養施設) ・入所定員が30人以上40人以下の場合 ・入所定員が41人以上60人以下の場合 ・入所定員が61人以上90人以下の場合 ・入所定員が91人以上の場合 ・入所定員が10人の場合 ・入所定員が11人以上20人以下の場合 ・通所による入所者の定員が4人以下の場合 ・通所による入所者の定員が5人以上10人以下の場合 ・通所による入所者の定員が11人以上20人以下の場合
59	90~92	(身障授産施設) ・定員規模が40人以下の施設 ・定員規模が61人以上90人以下の施設 ・定員規模が91人以上の場合 ・通所による指定施設支援を提供する場合 ・分場による指定施設支援を提供する場合	下記のようにサービス内容1の文言を変更 (身障授産施設) ・入所定員が40人以下の場合 ・入所定員が41人以上60人以下の場合 ・入所定員が61人以上90人以下の場合 ・入所定員が91人以上の場合 ・通所による指定施設支援を行う場合 ・分場において行う場合
60	92~93	(身障通所授産施設) ・定員規模(分場の入所者の定員を除く、以下二において同じ)が20人の施設 ・定員規模が21人以上40人以下の施設 ・定員規模が41人以上60人以下の施設 ・定員規模が61人以上の施設 ・分場による指定施設支援を提供する場合	下記のようにサービス内容1の文言を変更 (身障通所授産施設) ・通所による入所者の定員(分場に係る入所者の定員を除く、以下同じ)が20人の場合 ・通所による入所者の定員が21人以上40人以下の場合 ・通所による入所者の定員が41人以上60人以下の場合 ・通所による入所者の定員が61人以上の場合 ・分場において行う場合
61	93~96	(知障更生施設) ・定員規模が40人以下の施設 ・定員規模が41人以上60人以下の施設 ・定員規模が61人以上90人以下の施設 ・定員規模が91人以上の場合 ・併設本体10人 ・併設本体20人 ・併設10人 ・併設20人 ・通所による指定施設支援を提供する場合	下記のようにサービス内容1の文言を変更 (知障更生施設) ・入所定員が30人以上40人以下の場合 ・入所定員が41人以上60人以下の場合 ・入所定員が61人以上90人以下の場合 ・入所定員が91人以上の場合 ・入所定員が10人の場合(当該施設に併設する施設が主たる施設) ・入所定員が11人以上20人の場合(当該施設に併設する施設が主たる施設) ・入所定員が10人の場合(当該施設が主たる施設) ・入所定員が11人以上20人以下の場合(当該施設が主たる施設) ・通所による指定施設支援を行う場合
62	97~98	(知障通所更生施設) ・定員規模が20人の施設 ・定員規模が21人以上40人以下の施設 ・定員規模が41人以上60人以下の施設 ・定員規模が61人以上の場合 ・分場による指定施設支援を提供する場合	下記のようにサービス内容1の文言を変更 (知障通所更生施設) ・通所による入所者の定員(分場に係る入所者の定員を除く、以下同じ)が20人の場合 ・通所による入所者の定員が21人以上40人以下の場合 ・通所による入所者の定員が41人以上60人以下の場合 ・通所による入所者の定員が61人以上の場合 ・分場において行う場合
63	98~100	(知障授産施設) ・定員規模が40人の施設 ・定員規模が41人以上60人以下の施設 ・定員規模が61人以上90人以下の施設 ・定員規模が91人以上の場合 ・通所による指定施設支援を提供する場合	下記のようにサービス内容1の文言を変更 (知障授産施設) ・入所定員が40人以下の場合 ・入所定員が41人以上60人以下の場合 ・入所定員が61人以上90人以下の場合 ・入所定員が91人以上の場合 ・通所による指定施設支援を行う場合
64	101~102	(知障通所授産施設) ・定員規模が20人の施設 ・定員規模が21人以上40人以下の施設 ・定員規模が41人以上60人以下の施設 ・定員規模が61人以上の場合 ・分場による指定施設支援を提供する場合	下記のようにサービス内容1の文言を変更 (知障通所授産施設) ・通所による入所者の定員が20人の場合 ・通所による入所者の定員が21人以上40人以下の場合 ・通所による入所者の定員が41人以上60人以下の場合 ・通所による入所者の定員が61人以上の場合 ・分場において行う場合

# インタフェース仕様書解説書(案)

## サービス事業所インタフェース編

Japanese Association of Healthcare Information Systems Industry

保健医療福祉情報 システム工業会

平成15年3月5日

この資料は、関係者の準備に資するため、現段階で考えられる事項を整理したものであり、今後、変更があり得るものである。

## 目 次

改定履歴	27
I 項目設定時の留意事項	30
II 契約内容情報	
1 ファイル構成図	31
2 ファイルレイアウト	32
3 データ作成方法	34
III 事業者請求情報	
1 ファイル構成図	37
2 基本情報ファイルレイアウト	38
3 明細情報ファイルレイアウト	40
4 データ作成方法	42

改定履歴

平成14年9月12日(木) 支援費制度担当課長会議資料の「インターフェース仕様書解説書(案)」に対する改定履歴

NO	ページ	改定前	改定後
1	277		下記の文を追加 CSVファイルの区切り文字は「,」(半角カンマ)とする。
2	277		6. データ設定例を追加 データ設定例 市町村コード(英数5桁)、氏名カナ、漢字氏名、数量(真) ①"00005","テストカナシメイ","テスト漢字氏名","00010" ②00005,テストカナシメイ,テスト漢字氏名,00010 ③"00005","テストカナシメイ","テスト漢字氏名",10(真) ④5,"テストカナシメイ","テスト漢字氏名","00010"(英数の前ゼロ省略不可) ⑤"00005","テストカナシメイ,テスト漢字氏名,00010"(漢字は囲む必要あり)
3	278	依頼区分	ファイル構成図(契約内容情報)の契約内容情報レコードより依頼区分を削除
4	279 285 288	福祉事務所コードの内容: 送付先(元)が福祉事務所の場合、福祉事務所の種類を識別するためのコード 市町村の場合はZEROを設定	下記のように変更 福祉事務所コードの内容: 送付先(元)が福祉事務所の場合、福祉事務所の種類を識別するためのコード 福祉事務所が存在しない市町村の場合はZEROを設定
5	279		下記の項目の必須入力(契約終了)を追加 項目名:「サービス種類」の必須入力(契約終了):◎ 「サービス区分1」の必須入力(契約終了):◎ 「サービス区分2」の必須入力(契約終了):◎ 「契約開始年月日」の必須入力(契約終了):◎
6	279		下記の項目を追加 項目名:分場番号 属性:英数 バイト数:2 内容:出張所を識別する番号 必須入力(契約報告区分別):△
7	279		下記の項目を追加 項目名:事業区分 属性:英数 バイト数:1 内容:サービスコードの事業区分(使用するかしないかは各自治体の判断) 必須入力(契約報告区分別):△ 備考:※5
8	279	エラーコード バイト数:3	下記の項目のバイト数を修正 項目名:エラーコード バイト数:4
9	279	報告年月日の必須入力欄:○ 事業者記入欄番号の必須入力欄:○	下記のように変更 報告年月日の必須入力欄:◎ 事業者記入欄番号の必須入力欄:◎
10	279	終了日までの既提供量の必須入力欄: ・新規契約:空白 ・契約変更(今回契約):空白	下記のように変更 終了日までの既提供量の必須入力欄: ・新規契約:△ ・契約変更(今回契約):△
11	280	※6. 契約支給量は整数部3桁・小数部1桁	下記の項目を修正 ※6. 契約支給量は整数部3桁・小数部2桁
12	284	依頼区分	ファイル構成図(事業者請求情報)の事業者請求情報・基本レコードより依頼区分を削除 ファイル構成図(事業者請求情報)の事業者請求情報・明細レコードより依頼区分を削除
13	284		下記の文を追加 ※居宅生活支援費の知的障害者地域生活援助と施設訓練等支援費について月の途中に入退所が複数回あった場合は、事業者請求情報・基本レコードを分けて作成する。
14	285		下記の項目を追加 項目名:分場番号 属性:英数 バイト数:2 内容:出張所、分場を識別する番号 必須入力(請求明細書様式別):居宅介護と全施設共通のみ △
15	285	項番:21 項目名:本人分階層コード 備考欄:※6	備考から※6を削除
16	285	項目名:本人分利用者負担額基準単価 属性:英数	項目名:本人分利用者負担額基準単価 属性:数字
17	285	項目名:本人分利用者実負担額 内容:本人分利用者負担額 - 本人分利用者上限額 (上限額>負担額の場合は負担額をそのまま設定)	項目名:本人分利用者実負担額 内容:支援費基準額 - 本人分利用者負担額 (支援費額≧負担額の場合:負担額を設定 支援費額<負担額の場合:差額を設定)
18	285	項番:28 項目名:扶養義務者分階層コード 備考欄:※6	備考から※6を削除
19	286	扶養義務者分利用者負担額	下記のように変更 扶養義務者分利用者負担額基準単価
20	286	項目名:扶養義務者分利用者実負担額 内容:扶養義務者分利用者負担額 - 扶養義務者分利用者上限額 (上限額>負担額の場合は負担額をそのまま設定)	項目名:扶養義務者分利用者実負担額 内容:支援費基準額 - (本人分利用者負担額 + 扶養義務者分利用者負担額) (支援費額≧本人分負担額+扶養義務者負担額の場合:負担額を設定 支援費額<本人分負担額+扶養義務者負担額の場合:差額を設定)

改定履歴

平成14年9月12日(木) 支援費制度担当課長会議資料の「インターフェース仕様書解説書(案)」に対する改定履歴

NO	ページ	改定前	改定後
21	286		<p>下記の項目を追加                      項番:41 項目名:入院日数 属性:数字 バイト数:2                      内容:入院した日数                      必須入力:居宅介護:                          デイサービス:                          短期入所:                          地域生活援助:                          全施設共通:△                      備考:※B                      項番:42 項目名:FILLER 属性:ー バイト数:ー                      内容:ー                      必須入力:居宅介護:空白                          デイサービス:空白                          短期入所:空白                          地域生活援助:空白                          全施設共通:空白</p>
22	286	エラーコード バイト数:3	<p>下記の項目のバイト数を修正                      項目名:エラーコード                      バイト数:4</p>
23	286	網掛項目 現在の請求様式にない項目	<p>下記の文を削除                      網掛項目 現在の請求様式にない項目</p>
24	286	※6. 利用者負担額は、本人分・扶養者分が各々発生している場合は該当する項目群が必須 本人分が発生する場合、項番20～25まで必須(地域生活援助は除く、施設は数量・単位設定なし) 扶養者分が発生する場合、項番27～32まで必須(地域生活援助は除く、施設は数量・単位設定なし)	<p>下記の文を修正                      ※6. 利用者負担額は、本人分・扶養者分が各々発生している場合は該当する項目群が必須                      本人分が発生する場合、項番22～26まで必須(地域生活援助は除く、施設は数量・単位設定なし)                      扶養者分が発生する場合、項番29～33まで必須(地域生活援助は除く、施設は数量・単位設定なし)                      【本人分利用者負担数量、扶養者分利用者負担数量について】                      利用者負担額計算欄の数量については、少数点の値が設定される場合がある。                      (提供回数ではなく、時間や日数で積算を行うため少数点の値が設定される可能性がある)</p>
25	286	支援費基準月額単価 バイト数:6	<p>支援費基準月額単価                      バイト数:7</p>
26	286		<p>下記の文を追加                      ※8. 入院日、退院日を含まない日数を設定                      (月に複数回入院退院があった場合でも、まとめて設定する。)                      (例)4泊5日の場合は、“3”を設定</p>
27	287		<p>下記の項目を追加                      ・請求様式:その他                      第三者機関及び市町村で自由に設定して使用する識別番号                      入力識別番号:“9001”～“9999”</p>
28	288		<p>下記の項目を追加                      項目名:分場番号                      属性:英数                      バイト数:2                      内容:出張所、分場を識別する番号                      必須入力((請求明細書様式別):居宅介護と全施設共通のみ △</p>
29	288	項目名:サービス詳細コード	<p>下記のように変更                      項目名:サービスコード</p>
30	288		<p>下記の項目を追加                      項目名:事業区分                      属性:英数                      バイト数:1                      内容:サービスコードの事業区分(使用するかしないかは各自治体の判断)                      必須入力(契約報告区分別):△</p>
31	288		<p>下記の項目を追加                      項番:19 項目名:汎用区分1 属性:英数 バイト数:2                      内容:第三者機関で自由に使用できる汎用区分                      必須入力:居宅介護:▲                          デイサービス:▲                          短期入所:▲                          地域生活援助:▲                          全施設共通:▲                      項番:20 項目名:汎用区分2 属性:英数 バイト数:2                      内容:第三者機関で自由に使用できる汎用区分                      必須入力:居宅介護:▲                          デイサービス:▲                          短期入所:▲                          地域生活援助:▲                          全施設共通:▲                      項番:21 項目名:汎用区分3 属性:英数 バイト数:2                      内容:第三者機関で自由に使用できる汎用区分                      必須入力:居宅介護:▲                          デイサービス:▲                          短期入所:▲                          地域生活援助:▲                          全施設共通:▲                      項番:22 項目名:汎用区分4 属性:英数 バイト数:2                      内容:第三者機関で自由に使用できる汎用区分                      必須入力:居宅介護:▲                          デイサービス:▲                          短期入所:▲                          地域生活援助:▲                          全施設共通:▲                      項番:23 項目名:汎用区分5 属性:英数 バイト数:2                      内容:第三者機関で自由に使用できる汎用区分                      必須入力:居宅介護:▲                          デイサービス:▲                          短期入所:▲                          地域生活援助:▲                          全施設共通:▲</p>



## 1 項目設定時の留意事項

### 1 ファイルの形式について

- ・ ファイル形式はCSV形式とする。(固定長は考慮しない)
- ・ 媒体は伝送・MO・FDが考えられるがその区分は管理しないので情報として必要としない。
- ・ 1つの情報(ファイル)が複数枚にわたる(特にFD)ケースは考慮していない。  
その場合、データを矛盾がないよう(請求情報であれば1明細書の途中では分割不可)複数分割するか、MO等の大容量媒体を使用されたい。
- ・ CSVファイルの区切り文字は「,」(半角カンマ)とする。

### 2 数字項目について

- ・ 年月日項目は西暦4桁年+月2桁+日2桁の計8桁とする。  
設定例 2002年6月1日を設定する場合、“20020601”(月・日の前ZEROは省略不可)
- ・ 年月項目は西暦4桁年+月2桁の計6桁とする。  
設定例 2002年6月を設定する場合、“200206”(月の前ZEROは省略不可)
- ・ 数量を表す項目でマイナスが発生しうるものは、後述ファイルレイアウトの属性欄に“S付数字”等表記。  
設定例 -5000を設定する場合、“-5000”  
0(ZERO)を設定する場合、“0”
- ・ 数量を表す項目で小数部が発生しうるものは、後述ファイルレイアウトのバイト数欄に“6(3.2)”等表記。  
設定例 12.5を設定する場合、“12.5”  
24.25を設定する場合、“24.25”  
30を設定する場合、“30.0”  
0(ZERO)を設定する場合、“0.0”
- ・ 数字項目の場合、「”」で項目前後を挟まなくてもよい。
- ・ 設定が省略された場合、年月(日)項目は未設定、数量項目はZEROとみなす。
- ・ 年月(日)項目にZEROが設定された場合、未設定とみなす。

### 3 英数字項目について

- ・ 項目データの中に「,」(カンマ)「△」(1バイトスペース)、「”」(ダブルコーテーション)が含まれる場合は、項目のデータ全体を「”」で挟み、項目のデータ中に「”」が含まれる場合は、項目のデータ中の「”」を“””(2つのダブルコーテーション)に置き換えること。
- ・ 実質、数値しか設定されない項目においても、項目バイト数分前ZEROを設定すること。

### 4 漢字項目について

- ・ 漢字項目は全て、「”」で前後を挟むこと。漢字項目に1バイト文字を指定することはできない。

### 5 データの並び順(格納順)について

- ・ 1つの情報の中でデータの並び順序は特定しない。(意識しなくてよい)  
ただし、事業者請求情報に関しては、基本レコードに関連する明細レコードはまとめて格納する必要がある。(事業者請求情報のファイル構成図を参照)

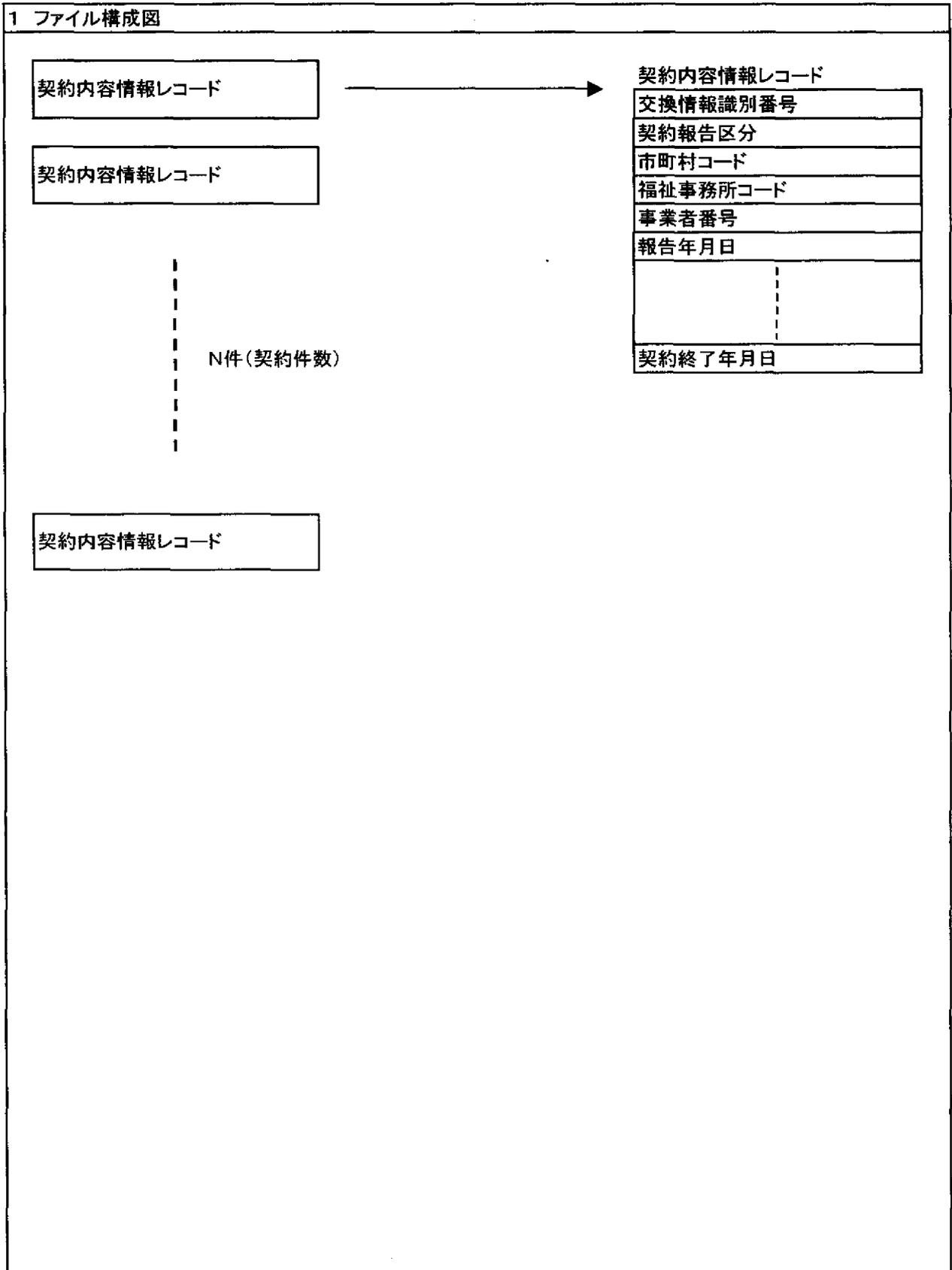
### 6 データ設定例 市町村コード(英数5桁)、氏名カナ(半角カナ)、漢字氏名(全角)、数量(数字5桁) (良)

- ① “00005”, “テストカナシメイ”, “テスト漢字氏名”, “00010”
- ② 00005, テストカナシメイ, “テスト漢字氏名”, 00010
- ③ “00005”, “テストカナシメイ”, “テスト漢字氏名”, 10

(悪)

- ④ 5, “テストカナシメイ”, “テスト漢字氏名”, “00010” (英数の前ゼロ省略不可)
- ⑤ “00005”, “テストカナシメイ”, テスト漢字氏名, “00010” (漢字は囲む必要あり)

## II 契約内容情報



2 ファイルレイアウト

項番	項目名	属性	バイト数	内容	必須入力 (契約報告 区分別)				備考
					作成				
					新規 契約	契約 変更	契約 終了		
1	交換情報識別番号	英数	4	当情報の内容を識別するための番号	◎	◎	◎	◎	※1
2	契約報告区分	英数	1	契約報告を行う理由	◎	◎	◎	◎	※2
3	市町村コード	英数	6	支援費を該当受給者に支給する市町村の管理番号(チェックシート1桁含む)福祉事務所の場合は福祉事務所番号	◎	◎	◎	◎	
4	福祉事務所コード	英数	1	送付先(元)が福祉事務所の場合、福祉事務所の種類を識別するためのコード 複数福祉事務所が存在しない市町村の場合はZEROを設定	◎	◎	◎	◎	
5	事業者番号	英数	14	契約を締結した事業者番号	◎	◎	◎	◎	
6	分場番号	英数	2	出張所の有無を識別する番号	△	△	△	△	
7	報告年月日	数字	8	市町村に当該契約を報告した年月日	◎	◎	◎	◎	
8	受給者証番号	英数	10	居宅受給者証に記載されている受給者の管理番号	◎	◎	◎	◎	
9	事業者記入欄番号	数字	2	当該契約を記載した受給者証の事業者記入欄番号	◎	◎	◎	◎	
10	記入欄番号予備区分	英数	1		△	△	△	△	※3
11	法区分	英数	1	支援費対象の法を識別する区分	◎	◎	◎	◎	※4
12	サービス種類	英数	2	契約支給量を管理する単位	◎	◎	◎	◎	※5
13	サービス区分1	英数	2	契約支給量を管理する単位	◎	◎	◎	◎	※5
14	サービス区分2	英数	2	契約支給量を管理する単位	◎	◎	◎	◎	※5
15	事業区分	英数	1	サービスコードの事業区分(使用するかしないかは各自治体の判断)	△	△	△	△	※5
16	契約支給量	数字	6(3.2)	契約時に決定した支給量	○	○			※6
17	終了日までの既提供量	数字	6(3.2)	契約終了時に終了月中の終了日までに既に提供した支給量	△	○	△	○	※6
18	契約開始年月日	数字	8	当該支給量で契約を開始する年月日	◎	◎	◎	◎	
19	契約終了年月日	数字	8	当該支給量で契約を終了した年月日	△	○	△	○	※7
20	汎用区分1	英数	2	第三者機関で自由に使用できる汎用区分	▲	▲	▲	▲	
21	汎用区分2	英数	2	第三者機関で自由に使用できる汎用区分	▲	▲	▲	▲	
22	汎用区分3	英数	2	第三者機関で自由に使用できる汎用区分	▲	▲	▲	▲	
23	汎用区分4	英数	2	第三者機関で自由に使用できる汎用区分	▲	▲	▲	▲	
24	汎用区分5	英数	2	第三者機関で自由に使用できる汎用区分	▲	▲	▲	▲	
25	受給者氏名カナ	英数	30	当該契約受給者氏名カナ	▲	▲	▲	▲	
26	利用者氏名カナ	英数	30	当該契約利用者氏名カナ	▲	▲	▲	▲	
27	エラーフラグ	英数	1	伝送でのエラーチェック結果					※8
28	エラーコード	英数	4	伝送でのエラーチェック結果コード					※8

必須入力欄 ◎:全パターン共通で必須、○:パターン毎に必須、△:必要な場合に設定

▲:標準システムではblankでよい、取込先が必須としている場合には設定

- ※1. 全レコード"SO01"(支援費・契約内容情報の意)固定
- ※2. "1":新規契約、"2":契約変更(前回契約の終了)、"3":契約変更(今回新規契約)、"4":契約終了
- ※3. 当該契約を居宅受給者証に記載する際に、予備欄を使用した場合のみ"\*"を設定する。
- ※4. "1":身体障害、"2":知的障害、"3":児童
- ※5. 契約を行う単位をサービスコードで表す。(現時点では契約単位が不明)
- ※6. 契約支給量は整数部3桁・小数部2桁
- ※7. 新規契約等で契約終了日を設定するケース有。詳しくは後述のデータ作成方法参照
- ※8. 受渡しを伝送で行ったときに、エラーチェック結果が設定される項目  
(例) エラーフラグの内容は、"0":正常、"1":エラー  
※伝送で処理する各第三者機関、市町村によってエラーコードは異なることを想定

### 3 データ作成方法

#### (1) 契約内容情報について

- ・ 契約内容情報は、基本的に「契約内容報告書」に記載されている内容を設定するものである。
- ・ 「契約内容報告書」は、次の項目で一意になると想定している。
  - ① 契約の理由(新規契約、支給量変更等)
  - ② 法の区分
  - ③ 事業者番号
  - ④ 市町村コード
  - ⑤ 受給者番号
  - ⑥ 契約の支給量を管理するサービス単位(家事援助、基本事業、入浴等)
  - ⑦ 契約開始日

#### (2) 作成タイミングについて

- ・ 事業者が受給者と契約を締結した直後、又は遅くともその契約に拘る請求の支給審査が行われる月初までに、作成し提出する必要がある。

#### (3) 設定パターンについて

- ・ 契約内容報告は、次のパターンがあり、特に支給量の変更を行う場合等においては、他事業者の契約支給量及びその有効年月に留意する必要がある。(☆付パターンに注意)

##### ① 新規契約

ア 同一のサービスで他事業者が契約していない場合においては、新規契約内容をそのまま設定すればよい。

<データ設定例> (対象受給者や契約支給量の単位は、全て同一として省略)

A事業者が4月から支給量30の契約を行った場合

契約報告区分	事業者	契約支給量	契約開始日	契約終了日
1(新規)	A事業者	30	4月1日	

イ 同一のサービスで他事業者が契約(継続中)している場合においては、他事業者の契約支給量を当該受給者の支給決定支給量から減算した値(これより後"契約支給量残"と呼ぶ)を上回らない範囲での契約支給量を設定することとなる。

図に示すと

	4月	5月	6月
決定支給量	100	100	100
A事業者契約支給量	30	30	30
"契約支給量残"	70	70	70

<データ設定例>

B事業者が4月から支給量70の契約を行った場合

契約報告区分	事業者	契約支給量	契約開始日	契約終了日
1(新規)	B事業者	70	4月1日	

※ 契約支給量は、契約支給量残を超えてはならない。

- ☆ ウ 同一のサービスで他事業者が契約(当月終了)している場合においては、当月と翌月からの支給量を分けて考える必要がある。

図に示すと

	4月	5月	6月
決定支給量	100	100	100
A事業者契約支給量	30	30	30
B事業者契約支給量 (5月20日で終了)	70	50	
	"契約支給量残"		
		20	70

この状態でB事業者の代わりにC事業者が契約する場合、契約可能な支給量上限値は、5月が20、6月以降70である。

上限一杯の契約をする場合、契約及び受給者証への記載は、5月21日から契約支給量70で行われることが予想される。

しかし、C事業者の5月の請求を審査する場合、サービス提供量の上限チェックにおいて契約支給量20の値がないと審査不可能である。

したがって、契約内容情報としては、5月と6月以降の各々2件情報が必要になる。

ただし、6月以降も支給量20とする場合は1件の情報でよい。

また、契約日が月の初日である場合も1件の情報でよい。

<データ設定例> (契約月当月と翌月で支給量が異なる場合)

	契約報告区分	事業者	契約支給量	契約開始日	契約終了日
1件	1(新規)	C事業者	20	5月21日	5月31日
2件	1(新規)	C事業者	70	6月1日	

※ 新規で2件作成し、1件目は契約終了日の設定が必要。

## ② 契約変更

- ア 変更分の契約日が月の初日である場合においては、前回契約分の終了情報と変更後の情報を併せて2件設定すればよい。

<データ設定例>

A事業者が4月から支給量50の契約を6月1日から80に変更する場合

	契約報告区分	事業者	契約支給量	契約開始日	契約終了日	既提供量
1件	2(変更)	A事業者	設定不要	4月1日	5月31日	50
2件	3(変更)	A事業者	80	6月1日		

※ 1件目: 前回契約分の終了情報、2件目: 支給量変更後の情報

契約報告区分の値(コード)が1件目と2件目で異なることに注意。

- ☆ イ 変更分の契約日が月途中の場合においては、前回契約分の終了情報と契約月の月末迄の支給量情報及び翌月からの支給量情報の3件の設定が必要となる。

<データ設定例>

A事業者が4月から支給量50の契約を6月21日から80に変更する場合

6月1日～20日迄の既提供量が30、6月21日～月末までの予定量25と仮定

	契約報告区分	事業者	契約支給量	契約開始日	契約終了日	既提供量
1件	2(変更)	A事業者	設定不要	4月1日	6月20日	30
2件	3(変更)	A事業者	25	6月21日	6月30日	
3件	3(変更)	A事業者	80	7月1日		

※ 請求の上限チェックは月単位で行う為、6月の提供量上限値は1件目の既提供量30と2件目の契約支給量25を合わせた55となる。

※ 上記の例で契約支給量を25に変更する場合(2件目と3件目の契約支給量が同値の場合)は2件の設定でよい。

	契約報告区分	事業者	契約支給量	契約開始日	契約終了日	既提供量
1件	2(変更)	A事業者	設定不要	4月1日	6月20日	30
2件	3(変更)	A事業者	25	6月21日		

### ③ 契約終了

終了させる契約情報を、1件設定すればよい。

<データ設定例>

A事業者が4月から支給量50の契約を6月20日で終了する場合  
6月1日～20日迄の既提供量が30と仮定

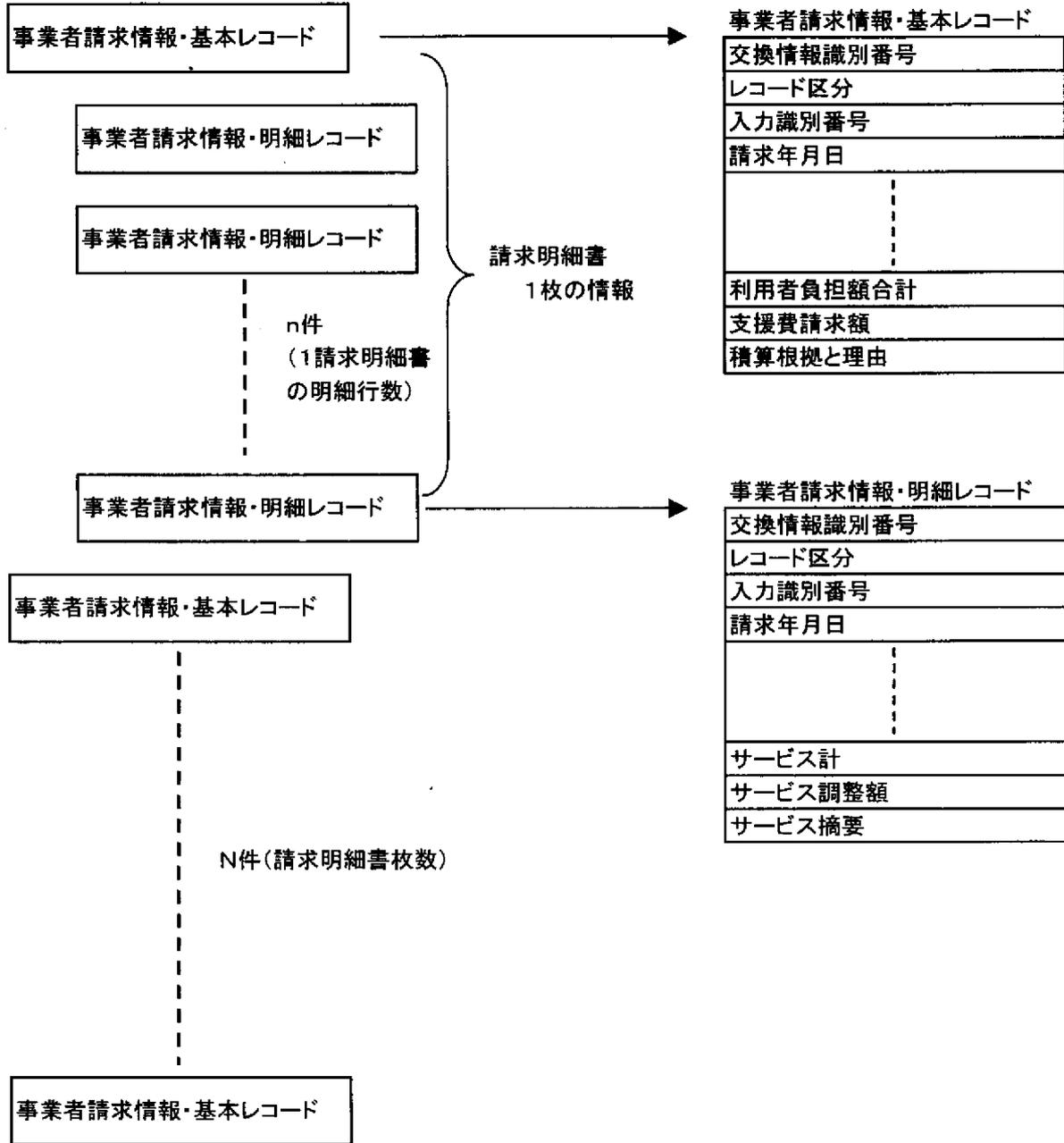
	契約報告区分	事業者	契約支給量	契約開始日	契約終了日	既提供量
1件	4(終了)	A事業者	設定不要	4月1日	6月20日	30

### (4) 取消データについて

- ・ 契約内容情報の提出直後に訂正又は削除を行う場合においては、紙媒体又は口頭等によって対応することとする。

### III 事業者請求情報

#### 1 ファイル構成図



上記の構成で1事業者あたりの1回の請求情報となる。

※居宅生活支援費の知的障害者地域生活援助と施設訓練等支援費について

月の途中に入退所が複数回あった場合は、事業者請求情報・基本レコードと請求明細レコードは分けて作成する。

2 基本情報ファイルレイアウト

項番	項目名	属性	バイト数	内容	必須入力 (請求明細書 様式別)					備考
					作成					
					居 宅 介 護	テ ィ サ ー ビ ス	短 期 入 所	地 域 生 活 援 助	全 施 設 共 通	
1	交換情報識別番号	英数	4	当情報の内容を識別するための番号	◎	◎	◎	◎	◎	※1
2	レコード区分	英数	1	基本と明細を識別するための番号	◎	◎	◎	◎	◎	※2
3	入力識別番号	英数	4	代理受領と償還払いの別、及び請求明細書の様式を表す	◎	◎	◎	◎	◎	※3
4	請求年月日	数字	8	請求書を提出した年月日	◎	◎	◎	◎	◎	※4
5	請求年月	数字	6	請求書を提出した年月	◎	◎	◎	◎	◎	※4
6	法区分	英数	1	支援費対象の法を識別する区分	◎	◎	◎	◎	◎	※5
7	サービス提供年月	数字	6	サービスを提供した年月	◎	◎	◎	◎	◎	
8	事業者番号	英数	14	サービスを提供した事業者番号	◎	◎	◎	◎	◎	
9	分場番号	英数	2	出張所、分場を識別する番号	△				△	
10	市町村コード	英数	6	支援費を該当受給者に支給する市町村の管理番号(チェックシート1桁含む) 福祉事務所の場合は福祉事務所番号	◎	◎	◎	◎	◎	
11	福祉事務所コード	英数	1	送付先(元)が福祉事務所の場合、福祉事務所の種類を識別するためのコード 複数福祉事務所が存在しない市町村の場合はZEROを設定	◎	◎	◎	◎	◎	
12	受給者証番号	英数	10	受給者証に記載されている受給者の管理番号	◎	◎	◎	◎	◎	
13	支給決定者氏名カナ	英数	30	支給決定者カナ氏名	▲	▲	▲	▲	▲	
14	支給決定児童氏名カナ	英数	30	支給決定児童カナ氏名	▲	▲	▲	▲	▲	
15	入所日	数字	8	入所(居)した年月日			△	△		※9
16	退所日	数字	8	退所(居)した年月日			△	△		※9
17	FILLER	-	-							
18	FILLER	-	-							
19	FILLER	-	-							
20	FILLER	-	-							
21	本人分階層コード	英数	4	利用者本人の国基準・市基準の階層	△	△	△		△	
22	本人分利用者負担額基準単価	数字	6	支給決定時に決定された本人分利用者負担基準単価	△	△	△		△	※6
23	FILLER	-	-							
24	FILLER	-	-							
25	FILLER	-	-							
26	本人分利用者負担額	数字	6	本人分利用者負担額	△	△	△		△	※6
27	本人分摘要	英数	40	本人分摘要の記載事項	△	△	△		△	※6
28	扶養義務者分階層コード	英数	4	扶養義務者の国基準・市基準の階層	△	△	△		△	
29	扶養義務者分利用者負担額基準単価	数字	6	支給決定時に決定された扶養義務者分利用者負担基準単価	△	△	△		△	※6
30	FILLER	-	-							
31	FILLER	-	-							
32	FILLER	-	-							
33	扶養義務者分利用者負担額	数字	6	扶養義務者分利用者負担額	△	△	△		△	※6
34	扶養義務者分摘要	英数	40	扶養義務者分摘要の記載事項	△	△	△		△	※6
35	支援費基準月額単価	数字	7	支援費基準の月額単価				○	○	
36	支援費金額合計	数字	10	明細レコードのサービス計の総計	○	○	○		○	
37	利用者負担額合計	数字	10	本人分利用者実負担額 + 扶養義務者分利用者実負担額	○	○	○			
38	支援費請求額	数字	10	支援費額合計 - 利用者負担額合計 + 明細レコードの調整額の総計	○	○	○	○	○	



3 明細情報ファイルレイアウト(1基本情報につき複数ファイルレイアウト)

項番	項目名	属性	バイト数	内容	必須入力 (請求明細書 様式別)					備考
					作成					
					居宅 介護	デイ サービス	短期 入所	地域 生活 援助	全 施設 共通	
1	交換情報識別番号	英数	4	当情報の内容を識別するための番号	◎	◎	◎	◎	◎	※1
2	レコード区分	英数	1	基本と明細を識別するための番号	◎	◎	◎	◎	◎	※2
3	入力識別番号	英数	4	代理受領と償還払いの別、 及び請求明細書の様式を表す	◎	◎	◎	◎	◎	※3
4	請求年月日	数字	8	請求書を提出した年月日	◎	◎	◎	◎	◎	
5	請求年月	数字	6	請求書を提出した年月	◎	◎	◎	◎	◎	
6	法区分	英数	1	支援費対象の法を識別する区分	◎	◎	◎	◎	◎	※4
7	サービス提供年月	数字	6	サービスを提供した年月	◎	◎	◎	◎	◎	
8	事業者番号	英数	14	サービスを提供した事業者番号	◎	◎	◎	◎	◎	
9	分場番号	英数	2	出張所、分場を識別する番号	△				△	
10	市町村コード	英数	6	支援費を該当受給者に支給する 市町村の管理番号 (チェックシート1桁含む) 福祉事務所の場合は福祉事務所番号	◎	◎	◎	◎	◎	
11	福祉事務所コード	英数	1	送付先(元)が福祉事務所の場合、 福祉事務所の種類を識別するた めのコード 複数福祉事務所が存在しない市町村の 場合はZEROを設定	◎	◎	◎	◎	◎	
12	受給者証番号	英数	10	受給者証に記載されている 受給者の管理番号	◎	◎	◎	◎	◎	
13	サービスコード	英数	6	サービスの最小単位を表すコード	◎	◎	◎	◎	◎	※6
14	事業区分	英数	1	サービスコードの事業区分 (使用するかしないかは各自治体の判 断)	△	△	△	△	△	
15	サービス単価	数字	6	当該サービスの単価	◎	◎	◎	◎	◎	
16	サービス数量	数字	6(3.2)	当該サービスの提供量	△	△	△			※5
17	サービス数量単位	英数	2	当該サービスの単位をコードで記載	△	△	△			
18	サービス計	数字	10	サービス単価 × サービス数量	◎	◎	◎	◎	◎	
19	サービス調整額	S付 数字	8	援護実施者の基準単価と当該事業者 の単価に相違があった場合、 その差額を1サービス単位に記載	△	△	△	△	△	
20	サービス摘要	英数	40	サービス毎の摘要があれば記載	△	△	△	△	△	
21	汎用区分1	英数	2	第三者機関で自由に使用できる汎用区分	▲	▲	▲	▲	▲	
22	汎用区分2	英数	2	第三者機関で自由に使用できる汎用区分	▲	▲	▲	▲	▲	
23	汎用区分3	英数	2	第三者機関で自由に使用できる汎用区分	▲	▲	▲	▲	▲	
24	汎用区分4	英数	2	第三者機関で自由に使用できる汎用区分	▲	▲	▲	▲	▲	
25	汎用区分5	英数	2	第三者機関で自由に使用できる汎用区分	▲	▲	▲	▲	▲	

必須入力欄 ◎:全パターン共通で必須、○:パターン毎に必須、△:必要な場合に設定

- ※1. 全レコード”S002”(事業者請求情報の意)固定
- ※2. ”1”:基本、”2”:明細 (明細情報では”2”固定)
- ※3. 事業者請求基本情報の入力識別番号を参照
- ※4. 事業者請求基本情報の法区分を参照
- ※5. ”居宅支援に通常要する費用の額計算欄”の数量については、提供回数を記載するため、サービスの回数を設定。(整数値のみ)  
(サービスコードにて、デイサービスや短期入所の算定単位を識別可能としている)
- ※6. 施設の場合の支援費本体の請求時に関して、入院があるケースの場合のみ厚労省が示した算定の方式で計算し、支援費本体のサービスコードでまとめて1レコードで編集し、設定する。

#### 4 データ作成方法

##### (1) 事業者請求情報について

- ・ 事業者請求情報は、各サービス毎の請求明細書(様式23~27)の内容を設定するものである
- ・ 各サービス毎の請求明細書は、次の項目で一意になると想定している。
  - ① 法の区分
  - ② 請求書の様式
  - ③ 請求年月日
  - ④ 事業者番号
  - ⑤ サービス提供年月
  - ⑥ 市町村コード
  - ⑦ 受給者番号

##### (2) 作成タイミングについて

- ・ 請求書の提出期限にならない、サービス提供月の翌月10日までに提出することとする。

##### (3) 設定内容について

- ・ 基本的には、請求書及び請求明細書に記載されている項目を、それぞれ該当する情報の項目に設定すればよい。
- ・ 請求書の情報は紙で管理するものとし、当情報に設定する必要はないと考える。  
例外的に、請求書と請求明細書の情報を結びつけるために請求書に記載される"請求年月日"  
"請求年月"・"法区分"は、事業者請求基本情報に設定することとする。
- ・ 月の途中に入退所が複数回あった場合、事業者請求情報・基本レコードを分けて作成するため、それぞれに入退日、退所日を設定することとする。
- ・ 入所者が病院または診療所への入院した場合、入院の初日及び最終日に関しては満額請求することが可能であるが、それ以外は80%の額を請求する必要がある。  
そのため、基本情報ファイルレイアウト入院日数には入院の初日及び最終日を除いた入院日数を設定することとする。  
(月の途中に入退院が複数回あった場合は、合算した入院日数を設定すること。)
- ・ ファイルレイアウトの空き項目(=FILLER)は、今後必要な管理項目が生じた場合に使用する。

##### (4) 取消データについて

- ・ 請求情報の提出直後に訂正又は削除を行う場合においては、紙媒体又は口頭等によって対応することとする。

## 5 特定日常生活費等の取扱いについて

国として、個々の日用品等について、その取扱いの是非をお示しすることは困難であり、また、適当ではないと考えているが、基本的な考え方を図示すれば以下のとおりである。

【概念図】 — 身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者通勤寮の場合 —

指定施設支援サービスに係るもの

- 指定施設支援において、提供される便宜に要する費用のうち、
  - ・被服費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係るものであって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの。

- ・「その他の日常生活費」は、入所者の自由な選択に基づき、施設が指定施設支援の提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費。

### 《受領に係る基準》

- ① 支援費支給サービスとの間に重複関係がないこと。
- ② あいまいな名目による費用の徴収不可。  
※ お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金など
- ③ 入所者に対する事前の十分な説明及び同意が必要。
- ④ 実費相当額の範囲内。
- ⑤ 対象となる便宜及び額について、運営規程上明確に規定するほか、重要事項として、施設内に掲示しなければならない。  
※ 額が変動する性質のものである場合は、「実費」とすることも可。

### 《具体的な範囲》

- ① 身の回り品として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用
- ② 教養娯楽として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用  
※ 共用設備（談話室等のテレビ、カラオケ等）の使用料等を除く。

上記以外のもの

— 入所者の希望による —

- 預かり金の出納管理に係る費用

### 《要件》

- ① 責任者及び補助者の選定、印鑑と通帳の保管場所の分離。
- ② 複数の者により常に行える体制下での出納事務の執行及び管理の状況確認。
- ③ 必要な書類の整備（保管依頼書（契約書）、個人別出納台帳等）  
以上が満たされ、適正な出納管理が行われること。
- ④ 費用徴収額の積算根拠の明確化、適正な額の設定。

※ 預かり金の額の一定割合とする取扱いは不可。

- 嗜好品、贅沢品の購入に係る費用
- 入所施設における入退所時の送迎に係る費用 等

- ※ 上記いずれの場合であっても、次の基本的な考え方に合致するものであること。
- ① 徴収する金銭が直接当該利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるもの。
  - ② 金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支払を求める理由について、書面により明らかにするとともに、利用者の同意を得なければならないこと。

指定施設支援サービスに係るもの

- 指定施設支援において、提供される便宜に要する費用については、基本的に支援費により賄われるもの。
  - ・入所者の自由な選択に基づき、施設が指定施設支援の提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費。
    - 《受領に係る基準》
      - ①支援費支給サービスとの間に重複関係がないこと。
      - ②あいまいな名目による費用の徴収不可。
        - ※お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金など
      - ③入所者に対する事前の十分な説明及び同意が必要。
      - ④実費相当額の範囲内。
      - ⑤対象となる便宜及び額について、運営規程上明確に規定するほか、重要事項として、施設内に掲示しなければならない。
        - ※額が変動する性質のものである場合は、「実費」とすることも可。

上記以外のもの

—入所者の希望による—

- 身の回り品として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用
  - ※歯ブラシ、化粧品等個人用の日用品等であって、一律に支給されるものを除く。
- 教養娯楽として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用
  - ※クラブ活動や行事における材料費等であって、一律に提供されるものを除く。
  - (例：共用設備（談話室等のテレビ、カラオケ等）の使用料等)
- 預かり金の出納管理に係る費用
  - 《要件》
    - ①責任者及び補助者の選定、印鑑と通帳の保管場所の分離。
    - ②複数の者により常に行える体制下での出納事務の執行及び管理の状況確認。
    - ③必要な書類の整備（保管依頼書（契約書）、個人別出納台帳等）
    - 以上が満たされ、適正な出納管理が行われること。
    - ④費用徴収額の積算根拠の明確化、適正な額の設定。
      - ※預かり金の額の一定割合とする取扱いは不可。
- 嗜好品、贅沢品の購入に係る費用
- 入所施設における入退所時の送迎に係る費用 等

※ 上記いずれの場合であっても、次の基本的な考え方に合致するものであること。

- ①徴収する金銭が直接当該利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるもの。
- ②金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支払を求める理由について、書面により明らかにするとともに、利用者の同意を得なければならないこと。

# 支援費制度関係Q & A集

支援費制度に関し、都道府県等から寄せられた質問とそれらに対する現時点での考え方をまとめたものです。

平成15年3月

厚生労働省  
社会・援護局障害保健福祉部  
企画課支援費制度施行準備室

## 目 次

1 支援費基準等に関すること（問 1～26）	
（1）居宅介護について	1
（2）デイサービスについて	3
（3）施設訓練等支援費について	3
（4）重度重複障害者加算について	5
（5）介護タクシーの取扱いについて	7
2 利用者負担に関すること（問 27～31）	9

## 1 支援費基準等に関すること

### (1) 居宅介護について

問1 移動介護について、通所施設や小規模作業所、保育所及び学校等への送迎は支援費の算定の対象となるのか。

(答)

移動の介護について、通所施設や小規模作業所、保育所及び学校等への送迎は通年かつ長期に渡る外出と考えられることから支援費の算定対象とはならない。

なお、保護者の出産、病気等で一時的に行われる移動介護については、支援費の算定対象として差し支えない。

問2 訪問した際に、利用者が不在で居宅介護サービスが提供できなかった場合、利用者から事前の連絡がなかった場合でも支援費を算定できないか。

(答)

実際にサービスを提供していないことから支援費は算定できない。

問3 利用者本人が不在の間に、家事援助等の居宅介護を行った場合に、支援費を算定することはできるか。

(答)

居宅介護サービスはこれまでと同様、家事援助の場合であっても基本サービスとして、本人の健康チェックや相談援助を行うことを含むものであり、本人が不在の場合には、この様な基本サービスが提供されないことから、支援費を算定することはできない。

問4 支援費の支給決定の単位は30分とされているが、支援費基準は「〇〇分未満」となっているので、その具体的な取扱い如何。

(答)

居宅介護計画において1時間と計画されている場合は、30分以上1時間未満の基準を適用することとなる。

問5 利用者宅までの移動に係る時間は支援費として算定することができるか。

(答)

支援費基準の設定に当たっては、移動時間も考慮した基準としていることから、移動時間については支援費を算定することはできない。

問6 例えば更生相談所への移動介護を行った場合、その相談中等の待ち時間も支援費を算定することができるのか。

(答)

算定できる。

問7 身体介護中心といった……中心とはどのように判断するのか。

(答)

現行と同様、1回の派遣の中で、身体介護と家事援助の両方の便宜が提供されることが想定される場合には、居宅介護計画の中でどちらの業務を主としているかによって判断することとなる。

(参考)

ホームヘルプ事業実務問答集(第一法規、老人福祉計画課監修)

Q 派遣活動の取扱いは、どのようにしたらよいのでしょうか。

A (3)身体介護と家事援助を併せて実施する場合

1回の派遣の中で、身体介護と家事援助の両方を併せて実施する場合には、個別援助計画の中でどちらの業務を主としているかによって、その派遣がどちらの区分となるか判断します。

問8 通院等の介助は、身体介護中心である場合として支援費を算定するのか。

(答)

お見込みのとおり。

(2) デイサービスについて

問9 デイサービス事業において実施している家族等に対する介護方法の指導について、支援費を算定することはできるか。

(答)

障害者の介護者に対して行う介護方法の指導についても、支援費を算定することができる。その際、障害者と介護者が一緒に介護方法の指導を受けることが原則となるが、介護者のみが当該指導を受けた場合にあっても支援費を算定して差し支えない。

なお、一般の者を対象とした教養講座の様なメニューについては、支援費を算定することができない。

問10 児童デイサービスについて、時間区分設定がないが、例えば午前と午後に1時間ずつサービスを提供した場合、2回分の支援費を算定することができるか。

(答)

児童デイサービスの場合、時間区分設定がないことから、1日のうちで複数回に分けてサービスを提供した場合においても、1日分の算定となる。

問11 デイサービス事業所に通所できない重度の障害者の家庭を訪問して創作的活動等のサービスを提供した場合、支援費を算定することができるか。

(答)

デイサービス支援は、デイサービス事業所に通所してサービスを受けることが法律上規定されており、訪問してサービスを提供するような形態では支援費を算定することができない。

(3) 施設訓練等支援費について

問12 筋萎縮性側索硬化症等障害者加算の認定について、特定疾患治療研究事業の認定患者であれば、改めて医師の診断書の提出は不要か。

(答)

お見込みのとおり

問13 みなし指定される施設において、強度行動障害者特別支援加算や自活訓練加算を実施するための届出は改めて必要となるのか。

(答)

加算の要件を満たすか否かについて、改めて都道府県等に届け出る必要がある。

問14 重度重複障害者加算は、筋萎縮性側索硬化症等障害者加算等の別の加算と重複して算定することはできるか。

(答)

重度重複障害者加算は、重度重複障害者の処遇の困難性を評価して算定する加算であり、他の加算とは趣旨が異なるため、それぞれについて算定することができる。

問15 みなし入所者について、支援費の支給申請は行われませんが、加算の決定のみを行うことはできるか。

(答)

みなし適用者に加算を算定する場合、加算のみの決定を行うこととなる。その際、現在把握している情報で加算対象者であると特定できる場合には、改めて更相の意見書等を求める必要はない。

なお、加算の手続きについては、利用者の申し立てや施設からの情報提供をもとに、市町村が加算の適否を決定することとなる。

また、月の途中で加算の決定を行った場合は、その月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から所定額を加算する。

(4) 重度重複障害者加算について

問16 身体障害は、身体障害者手帳に記載のあるもののみで判断するのか。肢体不自由と視覚障害を有する者であっても、手帳には肢体不自由1級の記載しかない場合は、肢体不自由のみと判断するのか。

(答)

まずは身体障害者手帳により判断することとなるが、手帳の記載に限られず、更生相談所の意見や身体障害者手帳の指定医の診断書等により、身体障害者手帳の交付の対象となる障害の等級に相当する障害を有すると認められる場合は、該当する。

また、知的障害と精神障害についても、まずは、それぞれ、療育手帳、精神保健福祉手帳により判断することとなるが、必ずしもこれに限られるわけではなく、更生相談所の意見書や判定書、主治医等からの診断書等により、平成15年1月28日全国支援費制度担当課長会議資料P123に記載のある知的障害の表現、精神障害の表現例と同じ又は同等の記述が認められる場合には該当するものである。

問17 肢体不自由7級、視覚障害3級及び知的障害に該当する場合は、加算の対象となるのか。

(答)

身体障害については、身体障害者手帳の交付の対象となる程度の障害を有する場合に適用するものであり、7級に該当する肢体不自由は2以上重複する場合に身体障害（肢体不自由）と判断する。このため、設問の場合は加算の対象とならない。

問18 知的障害者で、てんかんを有している者は、2障害の重複と判断するのか。

(答)

お見込みのとおり。

問19 強度行動障害を有する知的障害者は、知的障害と精神障害（「行動障害」）の2障害の重複と判断するのか。さらに、2障害と判断とした場合、強度行動障害が原因で言語に障害があるとの診断があった場合は、3障害重複として重度重複加算の算定が可能という理解でよいか。

(答)

強度行動障害を有する知的障害者は、知的障害と判断する。精神障害（行動障害）と判断するのは、知的障害による行動障害の場合を除いて、精神疾患の状態が認められる場合である。また、言語障害は、身体障害者手帳の等級に該当する程度か否かにより判断する。

問20 成人期以降の脳血管疾患等で判断能力が落ちた場合、知的障害に含めてよいか。

(答)

含めない。なお、痴呆等が精神障害に該当することはありうるものと考えられる。

問21 加算の認定を市町村が行った場合、施設受給者証への記載は必要か。

(答)

支給決定と併せて各種加算の認定を行った場合と同様、施設受給者証の「施設支援の種類及び内容」欄に記載する必要がある。

問22 加算対象となる重複する障害の「程度」如何。

(答)

重度重複障害者加算は、区分Aと判断される支援の必要性の高い者について、さらに障害が重複する場合の加算を設けるという趣旨のものであり、当該重複障害は、身体障害者手帳交付の対象となる程度の障害を有することや、知的障害、精神障害を有することをもって足り、重複障害が重度の障害である必要はない。

問23 2つの重複障害、例えば知的障害と精神障害のある者で、身体障害者手帳を申請していなかった者の場合、いつから重複加算の対象となるのか。例えば、知的・精神の重複障害者が、身体障害者手帳の申請を3月に行い、6月に手帳を取得した場合、4月から重複加算の対象となるのか。

(答)

手帳は未交付の時期でも、3月中までに、手帳の交付が確実であると見込まれる場合や、更生相談所の判定、身体障害者手帳の指定医の診断書等により障害等級に相当する障害を有すると認められる場合は、4月から加算の対象とすることが可能である。

(5) 介護タクシーの取扱いについて

問24 介護保険の場合に、一定の要件の下でいわゆる「介護タクシー」が認められているが、支援費制度での取扱いはどうなるか。

(答)

支援費制度においては、居宅介護事業者の指定等を受けているいわゆる介護タクシー事業者が行う通院等の際の一連の介護（部屋からの移動、タクシー乗降の介護、院内での移動・受診等の手続等）は、「身体介護」の類型として差し支えない。なお、介護保険については、平成15年度から、従来の身体介護とは別に通院等のための乗車又は降車の介助に着目した報酬の区分が新たに設けられているが、平成15年度における支援費制度では、当該支援費基準が設定されないので、留意されたい。

一方、「移動介護」については、

- ・ 移動介護は、『居宅～目的地～居宅』の間の移動の際の介護等であり、自動車等での移動の際も、常時、介護等ができる状態であることが必要であること。
  - ・ 移動介護は、交通機関の乗降の介護等のみを行うのではなく、目的地での介護等を含めての全体を評価するものであること。
  - ・ 移動介護は、社会参加的な利用が主な目的のものであり、短時間利用（30分未満）は想定しておらず、支援費基準上も30分超からの設定となっていること。
- 等から、いわゆる介護タクシー事業者が乗降時の介護のみを行う場合は、「移動介護」としての支援費の算定は認められないものである。

※ 障害者の移動支援については、支援費制度とは別に「市町村障害者社会参加促進事業」を活用して、市町村が助成することは可能である。

問25 通院等の際にヘルパー自身の運転による移動（介護タクシーを含む）時間も含めて支援費を算定してよいか。

(答)

通院の際のヘルパー自身の運転による自動車等における移動中は、ヘルパーが利用者に対し、介護等が行われていないことから、その時間帯は支援費の対象としない。

ただし、部屋からの移動、タクシー乗降の介護、院内での移動・受診等の手続等を行っている時間帯は、一連の行為として支援費の対象とする。

例えば、

部屋からの移動、居宅から自動車への乗車の介護等	10分・・・(A)
車での移動時間	35分・・・(B)
自動車の降車の際の介護、院内の移動・受診等の手続等	10分・・・(C)
計	55分

の場合、支援費の対象となるのは、 $(A) + (C) = 20$ 分となり、30分未満の「身体介護」の支援費の額となる。

問26 いわゆる介護タクシー事業者は、支援費の指定事業者としてどのように取り扱えばよいのか。

(答)

身体介護は、入浴、排せつ、食事など様々な日常生活上の支援を総合的に提供することを前提に支援費基準が設定されているため、身体介護又は家事援助のサービスを総合的に行う事業者は指定事業者として指定することが可能である。

このため、通院等の際の介護に特化しているのであれば、都道府県等による指定事業者とはならないが、市町村の判断によって、基準該当サービスとして、特例居宅生活支援費の支給対象となることが可能である。

## 2 利用者負担に関すること

問27 知的障害者通勤寮入所者の就労収入はどのように認定するのか。

(答)

事務処理要領の「第5節 利用者負担額の決定 I-1-(1) 収入として認定するもの」に、次の項目を付け加えることとする。

イ 就労収入

基本給及び各種手当等の収入総額を収入として認定する。

問28 知的障害者通勤寮の利用者負担額の算定については現行の取扱いから変更され、基本的に他の施設と同様の算定方式に変更されたが、次の取扱いについてはどの様に取り扱うのか。

- ① 通勤寮に入所しながら授産施設に通所している場合の収入認定について、授産工賃収入については、他の施設種別と同様に授産工賃収入として取り扱ってよいか。
- ② 通勤寮については、必要経費として生保の基礎控除額が控除されるが、生保の基礎控除の算定は月額により算定されるものであるがどの様に年額を算出するのか。

(答)

- 1 授産工賃収入として収入認定する一方、基礎控除、特別控除及び新規就労控除は適用しない。
- 2 授産工賃以外の収入を得ている者は、毎月の収入額から各月の基礎控除額を算定して算出する。  
なお、年間の総収入を12で除した額により1月当たりの基礎控除額を算出して差し支えない。

問29 支援費制度における暫定措置に係る入所期間の算定について、重複障害者が法をまたがって施設を変更した場合についても通算されるのか。

(答)

通算する。なお、児童福祉施設の入所期間は通算しない。

問30 成年後見制度及び地域福祉権利擁護事業の利用の際の自己負担額は必要経費として認定して差し支えないか。

(答)

お見込みのとおり。

問31 指定知的障害者更生施設及び指定知的障害者授産施設の入所者については、平成15年度に限り、前年度の生活保護法による入院患者日用品費相当額（年額）に0.5を乗じて得た額を必要経費として認定することとされているが、平成16年1月～3月の間に支給決定を受けた者については平成16年7月に見直しを行わないが必要経費についてもそのままよいのか。

(答)

知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設の必要経費の経過措置の適用は平成16年6月までとする。よって、平成16年1月～3月に支給決定を受けた者については、平成16年7月に必要経費のみ見直しをして利用者負担額を決定することとする。

## 7 支援費制度施行後の相互利用制度の取扱いについて（案）

### 1 基本的な考え方

支援費制度施行に当たり、従来より行ってきたデイサービス事業等の相互利用制度について、平成15年度以降も支援費制度とは別の国庫補助事業として継続する。

### 2 具体的な実施方法

① 相互利用制度で他障害の施設等を利用する場合には、利用者本人の障害種別に応じた単価を適用する。

ただし、知的障害者が身体障害者デイサービス（Ⅱ）を利用する場合は、知的障害者デイサービスには同様のサービスがないため、身体障害者デイサービス（Ⅱ）の単価を適用するものとする。その場合の単価の区分は、当該知的障害者が知的障害者デイサービスを利用する場合の障害の程度を適用した単価の区分とする。

② 単価については、利用者本人の支援費制度における障害程度の判断基準により、単価の区分の決定等を行い、その単価を用いて他の種別のサービスを利用する。

③ 定員区分・級地区分については、受け入れ先のデイサービス事業所等に応じた区分を適用する。

④ 利用者負担については、支援費制度の利用者負担額表をそれぞれ障害種別サービス別に準用する。

なお、相互利用制度による利用者負担額と支援費制度による利用者負担額とを合算して当該利用者の利用者負担額の上限とすることはないので、念のため申し添える。

⑤ 公費の支弁については、従前どおり、障害種別ごとに身体障害者保護費補助金、児童保護費等補助金から支弁することとし、交付要綱に盛り込む予定である。

適用すべき単価等の概略は、（別紙）のとおりとする。

3 なお、相互利用の詳細については後日改めて通知することとしているのでご承知おき願いたい。

(別紙)

利用サービス	利用者	利用先	支弁基準額
デイサービス	身体障害者	知的障害者デイサービス (単独型)	身体障害者デイサービス (I) (単独型)
		知的障害者デイサービス (併設型)	身体障害者デイサービス (I) (併設型)
		介護保険法による指定通所介護事業所	身体障害者デイサービス (I) (単独型)
	知的障害者	身体障害者デイサービス (I) (単独型)	知的障害者デイサービス (単独型)
		身体障害者デイサービス (I) (併設型)	知的障害者デイサービス (併設型)
		身体障害者デイサービス (II) (単独型)	身体障害者デイサービス (II) (単独型)
		身体障害者デイサービス (II) (併設型)	身体障害者デイサービス (II) (併設型)
通所授産	身体障害者	知的障害者入所授産施設 (通所)	身体障害者入所授産施設 (通所)
		知的障害者入所授産施設 (分場)	身体障害者入所授産施設 (分場)
		知的障害者通所授産施設	身体障害者通所授産施設
		知的障害者通所授産施設 (分場)	身体障害者通所授産施設 (分場)
		精神障害者通所授産施設	身体障害者通所授産施設
	知的障害者	身体障害者入所授産施設 (通所)	知的障害者入所授産施設 (通所)
		身体障害者入所授産施設 (分場)	知的障害者入所授産施設 (分場)
		身体障害者通所授産施設	知的障害者通所授産施設
		身体障害者通所授産施設 (分場)	知的障害者通所授産施設 (分場)
		精神障害者通所授産施設	知的障害者通所授産施設
	精神障害者	身体障害者入所授産施設 (通所)	精神障害者交付要綱に定める相互利用の額とする。
		身体障害者入所授産施設 (分場)	
		身体障害者通所授産施設	
		身体障害者通所授産施設 (分場)	
		知的障害者入所授産施設 (通所)	
		知的障害者入所授産施設 (分場)	
		知的障害者通所授産施設	
知的障害者通所授産施設 (分場)			
グループホーム	知的障害者	精神障害者グループホーム	知的障害者グループホーム単価
	精神障害者	知的障害者グループホーム	精神障害者グループホーム単価